

幼兒の教育

第五十卷 第七號

日本幼稚園協會



xaz4

7

フレーベル研究のために

長田 新著

フレーベルに還れ

B6判三三五頁

凡そ幼稚園教育の真精神性は、基督教の福音精神がキリストのといた教會に、そして佛の真精神性が祭迦のといた教會にかかるよりうに至つた。この書をなすに至つた。

(著者序文より)

莊司雅子著

フレーベルの教育學

幼兒の教育(第五十卷・第六号)

『フレーベル百年記念特集号』

A5判上定価四五〇円下三五円
人類教育の全史中最も深遠難解であるとされる
フレーベルの教育思想を最も端的に解明せるもの。

○○フレーベル百年記念特集号に序して

日本に於けるフレーベル研究を顧る
本誌主幹幹倉橋惣三

○フレーベル教育学の根本問題
大教授長田新

○フレーベルの幼兒教育
広島大助教授莊司雅子

○アメリカに於けるフレーベル運動
水野浩志

○フレーベルの生涯
頃榮短大講師津守眞

譯書希望の方は多少保存分として添え御送り下さい。
送料共金五十八円を添え御注文下さい。

倉橋惣三著

育ての心

新增版!

B6判三九二頁
定価三〇〇円

この本は体系を辿つて書いたもの
ではない。理論に迫はれて書いたもの
でもない。子ども達と母達に接し
ながら、その実際と実践のまゝに即
して書いた実感の書である。

時を異にし、所を別にして、著者の姿は必ずしも一つではない。或
は想い或は語り、或は答え、時には
また、教へているようなところもある
かも知れない。しかし、著者自身
としては、そのいつの場合でも、子
ども達や母達から学びつづけている
のである。

(著者序文より)

東京都文京区元町一の二五

乾元社

振替東京四〇一八番

第五十卷 幼児の教育 第七號

~~~~~目 次~~~~~

(表紙 脇田和)

|                 |      |    |    |     |
|-----------------|------|----|----|-----|
| フレーベル百年記念講演会豫告  | 倉橋惣一 | 三三 | 3  | (2) |
| 皇太后陛下の御崩御を悼み奉る  | 高橋惣一 | 三  | 4  |     |
| 児童憲章の悲願         | 島嶽   | 三  | 4  |     |
| 児童憲章とその精神       | 松原武雄 | 三  | 6  |     |
| 児 章 憲 章         | 玉川康平 | 15 | 14 |     |
| 幼児期の経験          | 越武雄  | 21 |    |     |
| 小学校入学前全幼児保育     | 三郎   | 31 |    |     |
| 園長学第一歩          | 平井信義 | 40 |    |     |
| 第四回全国保育大会開催要綱   | 42   |    |    |     |
| (講話) 幼児の健康保(十一) | 50   |    |    |     |

官廳公示連絡事項

教育職員免許法同施行法の改正(文部省)

|                     |    |  |  |  |
|---------------------|----|--|--|--|
| 教育職員免許法同施行法の改正(文部省) | 50 |  |  |  |
| 会から                 | 52 |  |  |  |
| 保育講習会豫告             | 20 |  |  |  |
| 幼稚園教諭免許法認定講習会豫告     | 43 |  |  |  |
| 保育応答研究会豫告           | 47 |  |  |  |

# フレーベル百年記念講演会

六月二十三日(土曜日)午後正一時半からお茶の水女子大學講堂にて

(文京區大塚町)  
都電大塚蓬町

一 フレーベル遺跡巡禮の思い出  
——開会の挨拶にそえて——

日本幼稚園協会会長  
日本保育学会会長  
全国保育連合会顧問

倉橋惣三

二 新しきフレーベルの發見

東京大學教育部教授  
育學部教學教長

海後宗臣

三 フレーベルと現代教育の理念

東京大學教育部長  
育學部教學教長

石山脩平

四 閉會の辭

日本保育学会副會長

山下俊郎

昭和二十六年六月

## 主 催

日本幼稚園協会  
日本保育學會  
東京都立幼稚園協會  
東京都私立幼稚園協會  
東京都幼稚園館  
フレーベル館  
協賛

○ 来聴隨意、歓迎 靴又は草履のこと  
○ 六月二十一日(木曜日)と二十四日(日曜日)にNHKからフレーベルに関する放送が行われる筈です。

## 皇太后陛下の御崩御を悼み奉る

皇太后陛下の御崩御を悼み奉るは、国民全体のことであるが、嘗て、当時の東京女子高等師範学校附属幼稚園に一ヶ年御在園あらせられた御縁りと、皇后陛下として、皇太后陛下として、同校に行幸又行啓あらせられた有り難い思い出によつて、特別の哀悼をおさえ難い次第である。陛下の御仁慈とすべてに対する貴い御母性とは、われらの更めて申上げることではないが、大正四年十月震災後のお茶の水のバラツク園舍に行啓あらせられた際、見らへの御やさしさの節々を抜すくする（「幼稚園雑草」から抄出）

『……そして御説明のためお側近く進んだ私を顧みさせられて、子供達は皆丈夫ですかといふ意味のお言葉を賜つた。そのお心の籠つた第一のお言葉の有り難さが今尙耳に残る。』

『……小さい画家達は椅子をすらす様にして、机に腕をつけてクレオントを動かしていた。陛下は畏れ多くも、そのうしろからそつと小さい椅子をお押し下さつた。一人の子は静に身を浮かせて、再び静かに腰をおろした。もう一人の子は、それにも心づかぬらしくたゞ一心に絵を塗りつけた。陛下は、一生懸命ですねと仰せられながら、一段と晴れやかにほゝえまれた。……』

『……窓の外には秋晴の日光が庭一ぱいにあたつている。窓のすぐ向うが砂場にある。そこで大勢の子どもが、わき目もふらず山をつくつてゐる。以前の建物の位置とは少し傍へよりまして、庭も狭くなりましたと申上げると、そうですね、藤棚もなくなりましたねと仰せらる。惜しいことをしましたね、あの下で遊んだものでないと仰せある。陛下の御幼時の御記憶があり／＼とそこに、お見え遊ばすのである。私達の使いなれた言葉でいえば、いろいろ／＼おなつかしく思召したのである……』

『陛下が幼稚園で第一に御下問になつたことは、前に書いた様に子供達の健康であつた。お帰りだけには、また私を顧みさせて、いつでも子どもは可愛らしいものですねと仰せられた。このお言葉は、たゞに此の幼稚園ではなく、幼稚園といふものへ賜つたお言葉として持してよからう。單に幼稚園に限らず、我國のすべての幼児へのお言葉として持してよからう。』

お茶の水時代の幼稚園の藤棚は、大藤棚として昔の戸名所図絵にもある程の名木であり、年々美しい花が長い房を垂れた。震災で焼けたが、後にその根から新しい芽をふいて我々を喜ばせた。大塚の新園舎へ移ると共に、その若藤も素より共に移つて、遊園の一部を占めている。そしてお茶の水をつぐものゝ大切を一つとして、いつまでも護られている。今や紫の花の咲く時も近い。



# 兒 童 憲 章

—草案準備会に加つて—

倉 橋 牡 三

児童も亦日本国民である。日本国民の基本的個人権を保障する日本国憲法は、当然、児童の基本的個人権をも保障する。児童の福祉も、教育もこの法的根本の理由によつて護られ、充実せられ、実現せられるのである。しかも、このことは、憲法によつて初めて成立し來たるものといふよりも、人類としての当然の児童愛に生ずることであつて、憲法は、これに合致し、これを確立し、これが普遍を推進してゐるに他ならぬ。若し、この人類の根本的眞実を忘れ、怠り、無視するものがあれば、人類の根本眞実として遺憾なるのみならず、憲法違反として、われら自らが自らを責めなければならない。さて、この点について、日本の現実はどうであろうか。そこに児童憲章の生れた所以があり、生れなければならなかつた実情がある。

児童愛は人間至情である。しかも、人間の至情は必ずしも常に正しく發揮せられると限らない。自然の至情の發揮を妨

げるもの少なくない。其一は児童觀であり、二は生活現実である。生活現実が如何に峻烈なるものであり、時に酷薄なものであるかは、眼前日々の事実であり、児童觀が社会と時代との通念に指向せられ、又屢々歪められることあるも見逸せない事実である。児童も亦現実の中にあり、親の至情さえも、自然と理想の下に確保せられ難いことがある。況んや他人の子においておや、社会の児童においておや。こゝに人間至情の精華たる児童愛と、浮世のありのまゝである児童問題との悲しい隔離がある。そこを繋ぐとするのが児童憲章である。そこに架橋しようとするのが児童憲章である。その繋ぐや決して容易でない。その橋を渡るや決して易々たり得ない。それが、千古の難業、世界の悲哀であつたのであり、恐らくや、あるのであるまいか。

児童憲章を理想であるといふ言がある。その内容において、現在実現していないことに憂いを以て、かくあるべし、

或は、かくありたいと示していることは確に理想である。しかも、理想を理想として挙げている理想論ではない。その意味では、理想憲章であるよりも寧ろ、その理想が行われていないことに目を注いでいる現実憲章（？）であるともいゝたまの感において読まなくてはならないものである。

児童憲章の現実力を危ぶむ論がある。そうして、政府の具體化方針と予算の裏付けが問われたりする。これは、実際にして大切な問題であることは言をまたない。しかし、政府としての具體化方針と予算の配当乃至捻出は、児童憲章の実現の方策であり用意である。児童憲章それ自身に、それが必ず実現されずにはいない現実力がなければならない。或は答えて、憲章は法律ではないといふ、法権をもたないといわれたりする。その通りである。しかし、法の力よりも強い現実の力を以て立つてゐるのが児童憲章であるまい。この現実力を児童憲章の中に万人が読みとらなかつたら、児童憲章は空文に終つても仕方がないし、その力を以て万人に迫るもののがなかつたら、意志のない弱い憲章といわれるを免れまい。

児童憲章は、憲法の精神にしたがいとあるが、その憲法の精神には、法の力を以てして未だ充分には実現されてゐるといえないところがある。それにしたがつて確立される児童觀と、それにしたがつてはかられる児童の幸福とは、法の力の以外といふか以上といふか、この憲章のもの独自の力によつ

てこそ実現せられ得るものである。憲法に基礎をもつ、幾多の福祉法や教育法にしても、その法権を以てして、未だ完全に実現していない点が少くない。その諸法の既に規定していることを再述し複説してみると見られる条項をも含んでいふ児童憲章には、法の力以外乃至以上の力がないとしたら、この再述と複説とに期待することも難いとしなくてはならぬ。

以上いうところの心は、児童憲章について危惧や疑惑の感をもつものでは決してない。それどころか、法の力を以てして容易に実現されないものを実現する力を、信頼し所期せんとする心である。さて、その力は何によつて得られるのであらうか、児童憲章はわれらの定めたものである。（児童憲章初頭の句）従つて、児童憲章そのものの力も、われらから生れるものでなければならない。くわしくいえば、われらが眞に如何なる児童觀をもつかによるものであり、児童を取り囲む現実を、われらが如何に真に、児童の幸福に一致せしめるかである。この二つなくして、児童憲章は力をもたないであろう。児童憲章は、われら（全日本のおとな）の宣誓であり、契約であるといふ言葉が屢々用いられるが、宣誓にしても契約にしても、その実現の責任に対する自覺なしには無意味である。かくて、われらは、新たに制定せられた児童憲章を前にして、児童から、われらの、この責任と自覺とを問われるこことを忘れてはならぬ。その意義と本質において、児童憲章の悲願はわれらを喜こばせ又苦しめるのである。

# 児童憲章とその精神

中央児童福祉審議会委員  
東京双葉園長

高島嚴

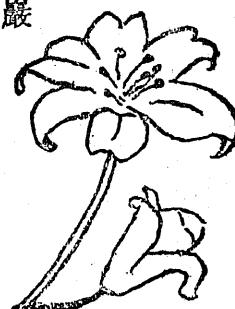
## まえがき

児童憲章が、内閣総理大臣によつて招集されました。児童憲章制定会議によつて、去る昭和二十六年五月五日、こどもの日を期して盛大に発表宣言せられたことは、われわれこどもの仕事にたゞさわるものとしてまことによろこばしく御同慶にたえないところである。

ところで、一体、児童憲章とは何か。この問題の発端から、多少關係をあらひつけた私から、これの制定されるにいたつた経過、内容などについて、自分なりの考え方をまじえながら、申しのべて見たいと思う。

なんものしあわせをねがう氣持は、人類を通じてかわりがないのであるが、これを児童憲章の形にまとめて表現された最初のものは、一九二四年、国際連盟でとりきめられた『児童の権利憲章』である。これは、普通に『ゼネバ宣言』といわれてゐるが、この『児童の権利憲章』が、最初に実を結んだのは、アメリカにおいてである。一九三〇年第三回目のwhite house conference(全米児童問題会議)は、十九ヶ条からなるアメリカ児童憲章を制定宣言した。

日本でも、数年前から、心ある人々のあいだで、この問題



が考えられていたが、正式にとりあげられたのは、児童福祉法の規定によつて設けられている中央児童福祉審議会においてである。

今から丁度二年前、昭和二十四年六月二十八日、第十回中央児童福祉審議会は、いろいろと相談の上、児童憲章についての試案をつくることと、その制定について研究することを決議した。

そして、前後十数回にも及ぶ会合を経て、昭和二十五年三月、一応の案として、十五ヶ条の児童憲章試案を決定したのである。

昭和二十五年五月十七、八、九の三日間、神戸で、第四回目の全国児童福祉大会が開かれた。中央児童福祉審議会は、この大会に、正式議題として、前記試案を添えて、児童憲章問題を提案したのである。

大会は、児童憲章特別部会を設けた。私が議長をつとめた。大会は、この部会の討議をうけて、左のような意味の決議をした。

(1) 児童憲章は、国民の総意によつてつくられるものであること。

(1) 右のため、当局は、必要な措置を講じなければならぬこと。

(III) 児童憲章の制定は、児童憲章制定特別会議において

おこなわれ、その時期は、おおむね昭和二十六年五月のこと。

そこで、中央児童福祉審議会は、約一ヶ年、あらゆる方法で、各方面の意見を求めて、その都度試案を修正し、ついに、昭和二十六年三月十九日、児童憲章に関する中央児童福祉審議会としての最終試案を決定した。

これよりさき、昭和二十五年十一月八、九、十の三日間、東京で、全国社会事業大会が開かれた。このときも、大会は児童憲章特別部会を設けて、この問題を協議した。このときの決議として、児童憲章制定会議は、内閣総理大臣によつて招集されたい旨を希望した。この決議にもとづいて、中央児童福祉審議会は、児童憲章草案の作成と制定についての一切の事務を、総理府にうつすことにした。このことには、ひろく関係諸方面の参画を求める意味もあつたのである。

総理府は、総理大臣官房審議室内に、児童憲章制定会議事務局が設けられ、そして、昭和二十六年四月十一日、関係各府省庁からの推薦による学識経験者五十五名をもつて、児童憲章草案準備会を設け、草案の作成に着手いたした。準備会は、会合をひらくこと、総会、小委員会をあわせて六回、昭和二十六年四月二十五日、成案を得て、児童憲章制定会議への提出にそなえた。

児童憲章制定会議は、昭和二十六年五月四日、五日の二日

間、総理大臣官邸大広間でひらかれた。議長に金森徳次郎氏を推し、準備会草案の説明には、私があたつた。出席者は、中央推薦の学識経験者、衆参両議員、都道府県代表等三〇〇名（うち正式協議員一三三名）協議は非常な熱意をもつて終始し、別記の通り、わが国児童憲章が決定したのである。

児童憲章宣言式は、昭和二十六年五月五日午後二時半から、同じく総理大臣官邸大広間で開かれた。金森徳次郎議長の挨拶につづいて、中川望中央児童福祉審議会委員長が、児童憲章を朗読、NHKは、これを中継放送したのである。児童憲章の朗読後、総理大臣、GHQ代表者、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官などから祝辞が述べられた。

以下は、児童憲章と、その説明である。

## 内 容

児童憲章は、前文と、総則と、本文からなりたつてゐる。最初に、前文からお話しする。

### 前 文

われらは、日本國憲法の精神にしたがい、児童に對する正しい觀念を確立し、すべての児童の幸福をはかるため、この憲章を定める。

これは、児童憲章の性格と目的を書いたものである、児童

觀を確立することと、もう一つ、こどものしあわせを促進しようとする国民の意志を示したものである。

冒頭にでている『われらは』といふ言葉は、児童憲章は、政府や、ある特定の人々が、とりきめて、世間の人々に、これをおしつける、というようなものでなく、どうしたら、子どもたちを、健康に、しあわせにできるか、ということについて、国民全体が相談しあつてつくしたものである、という感じをだすために、特につかつた言葉である。

『すべての児童』といふのは、英語で *every child* の氣持であつて、これまで、わが国では、とかく、自分のこともさえしあわせであれば、他人のこともはぶつてもよろしく（といひきつてしまふのは、どうかとは思うが）そうしたまちがつた考え方をもつ人が多かつたので、これを改めて、どのこどもも、どのこどもも、みんなを、みんなで、しあわせにしてゆかなければならぬ、といふ氣持を、あらわしたものである。

この言葉は、本文では、どの条文にも、かならずそのあたりにつかつてある。児童憲章制定会議の小委員会では、少しうるさすぎるし、また、おなじ言葉が度々でてくるために、力がよわまりはしないか、という意見も出たが、前に申したような意味あいから、大多数の意見で、そのまま、のこしておくことにきめられた。

ところで、児童憲章は、国民全体が相談しあつてつくるものだと申したが、國民のなかにはこどもはいつているので、正確にいえば國民全体とはいえないし、また、こどもを三千萬と見て、のこりの五千万を國民として、それが全部で相談しあうなどとくことは、實際問題としてできないので、便宜上、児童憲章制定会議の出席者がきめたものを、一般に相談することで、これを、國民の意志にまで、発展させてまいりたいのである。

次に、総則でありますか、これも、簡単で、三つの文章からであります。

### 總則

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社會の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

これは児童憲章全体に通じて流れている精神をまとめて、いわば、三本の柱として書いたものである。児童といふものに対して、われわれは、一体、どのような考え方をもたなければならぬか、ということ、と、その考え方の上にたつたわれわれとして、そのこどもに對して、何をしなければならないかについて、三つの角度から書きあらわしたものである。

第一に、児童は、本来、人としての権利、つまり、基本的人権をもつてゐる。これを、おろそかにしてはならない、と

いうこと、第二に、その児童は、個人として尊ばれるばかりでなく、社會の一員として重んぜられなければならない、といふこと（この氣持のなかには、もちろん、文化の繼承者として重んぜられなければならない、といふ氣持もはいつてゐる）。第三に、そのように尊ばれ、重んぜられなければならないこどものあるから、これを正しく育成することは、われわれの責任であり、そのためには、こどもの環境について、つねに心をそばり、家庭についても、學校についても、社會についても、最善の注意をしなければならない。ということ、三點である。

次に本文であるが、本文は、左の十一条からなりたつている。

一、すべての児童は、心身ともに健やかにうまれ、育てられ、その生活を保障される。

二、すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に惹まれない児童には、これにかわる環境が與えられる。

三、すべての児童は、適當な栄養と住居と衣服が與えられる。

四、すべての児童は、個性と能力に應じて教育され、社會

の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。

五、すべての児童は、自然を愛し、科學と藝術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。

六、すべての児童は、就學のみちを確保され、また、十分に整つた教育の施設を用意される。

七、すべての児童は、職業指導を受ける機會が與えられる。

八、すべての児童は、その勞働において、心身の發育が阻害されず、教育を受ける機會が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護され

る。

九、すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。

十、すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不當な取扱からまもられる。

あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。

十一、すべての児童は、身體が不自由な場合、または、精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が與えられる。

十二、すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい

國民として、人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

児童憲章草案準備会では、児童憲章制定会議の席上で、右について、その構成を、左の通りに報告した。

#### (一) 発 端…………… 第一

#### (二) 家庭環境…………… 第一一第三

#### (三) 教育環境…………… 第四一第八

#### (四) 社会環境…………… 第九

#### (五) 人権侵害からの保護…………… 第十一一第十二

#### (六) シめくくり…………… 第十二

条文の全部について説明をする紙数がないので第一・第二

第五・第八・第九・第十二のみについて、簡単に説明します。

#### 第一

これは発端であつて、第二以下にでてくるところのいろいろの問題の根元ともいわれるべき条文である。

『心身ともに健やかにうまれ』といふ、いわらわし方のなかには、結婚の問題・産前・分娩・産後における母体への心くばりから、新生児に対する、いろいろの注意まで、全部をくるめてあるので、ひろくいえば、結婚のあり方から、家庭關係全体を意味しているのである。

『育てられ』以下は、その後のことであつて、衣食住のことはもちろん、教育のあり方・学校のあり方・社会環境・さ

らに、児童生活のよろこび、など、一切が含まれてゐるのである。

## 第二

これは、家庭環境のあり方をいつたものであつて、こどもは、正しい愛情と、知識と、技術をもつた家庭で育てられるのが原則で、もし、そのような家庭に恵まれないこどもがあつた場合は、その家庭に最も近い環境をもつた施設が、用意されなければならないことを、いいあらわしたものである。

『技術』という言葉は、多少かたい感じであるが、これは、ひらくいつて、育て方のことであつて、たとえば、ほめ方、叱り方、乳のませ方（これは母乳、牛乳、人工乳も含んであります）勉強のさせ方、家事のてつだわせ方、など、一連のことがらである。

『これにかわる環境』といふ言葉のなかには、児童福祉法でいう乳児院、養護施設などをはじめ、里親家庭の問題なども含まれている。

## 第五

『自然を愛し』とあるのは、自然にしたしむ心をやしない、動植物を愛護するように教え、ひいては、愛他的、協同的精神性をみちびきだすことである。

『科学を尊ぶ』ことは、消極的には、迷信にまよわされたりする危険からこどもをまもり、積極的には、ものごとに対して、正しくこれを判断する力をやしない、合理的な生活、さらには、高度の生活文化をたのしむことのたすけとなるのである。

『芸術を尊ぶ』ことは、美に対する鑑賞力をやしない、創造力をのばし、また、その生活にうるおいを与える、こどもの心をゆたかにする。

『道徳的心情』云々のところについては、要するに、こどもには、本来、悪をにくみ、善につこうとする心の芽生えがある、これにつかづて、善惡に対する正しく判断力をやさない、道徳的行動をしつけることを意味しているのである。道徳的心情とは別に、宗教的情操の素地といふ文字を入れるべきではないか、という意見が強かつたのですが、これには反対意見もあつたので、そのことの重要性は認められけれども、国民全体の申合せとしてつくられる児童憲章としては、たとえ少數でも反対意見があつては困るし、また、これは、人類はじまつて以来の未解決の問題なので、一応見送つた方がよろしい、という結論に達した。

第八  
この条文で『児童の生活がさまたげられないよう』といふ

う言葉がつかわれていますが、これは、こどものには、こども特有の生活がある、その生活を生活することが、こどものよろこびなので、労働の場合といえども、これをまもつてやらなければならない、という意味をいつたものである。

また、この条項のなかには、すでに、職業についていることのためには、よい労働条件を確保してやらなければならぬ、という意味も含まつてゐるのである。

### 第九

こどもたちが、健康に、心美しく、しあわせにすくすくと育つてゆくためには、この、よい遊び場と、よい文化財が、ぜひとも必要である。

『遊び場』といつても、このなかには、公園であるとか、運動場であるとか、児童遊園地であるとか、公会堂とか、児童会館とか、をはじめ、町の遊園地など、一切が含まれてい

るのであつて、大変多義である。

『よい』という言葉は、設備だけではなく、適切な指導者を伴つた、という意味も含めていつたものである。

『文化財』といふ言葉は、いろいろに解釈されますが、こでは、さしあたり、児童文化財のことである。映画・紙芝居・童話・童謡・レコード・児童読物・絵本・玩具などであつて、これらは、こどもたちが、直接にふれたり、つかつた

りするものであるから、その選び方や、与え方については、じゅうぶんに注意しなければならない。

『わるい環境』という言葉のなかには、危険な場所、衛生上または風紀上適当でない環境が考えられる。

### 第十一

これは、これまで、日本人は、自分のこと、または、自分の国のことばかりにとらわれて、ひらく世界に目をくばることが少なかつた、これからのこととは、国民としての自覚をもつと同時に、世界人としての奉仕の精神をもつように育成されなければならない、また、正しい文化の継承者として育てられなければならないことをいつたもので、児童憲章のしめくくりである。

### あとがき

以上で、児童憲章制定の経過と制定事情と、憲章そのものの精神について、その大要を述べおわつたのであるが、最初の方で、私は、児童憲章は法律ではない、と申した。

事実、児童憲章は、法律ではない。けれども、考え方によつては、児童憲章は、法律以前のものともいえるのであります。すでにできている教育基本法も、学校教育法も、児童福

社法も、少年法も、労働基準法の一部も、これら一連の児童に關係のある法律は、みな、この児童憲章の精神のなかから出発し、發展したものとも、考えられるのである。

児童憲章は、前述したように、発端としましては、こどもの誕生から、内容としましては、家庭環境・教育環境・社会環境と、こどもが美しく成長してゆくために、ぜひとも考慮されなければならぬ、あらゆることがらが含まれているのである。従つて、これが、じゅうぶんに普及され、理解され、また、実行されてまいりましたら、その効果は、大いに期待されてよろしいのである。

事実、昭和二十六年四月二十三日朝日新聞の社説は、母子心中と親の愛情、といふことで、児童憲章草案の条文をひきあいに論説している。

論点は二つに分かれているが、その第一は、児童憲章でいう正しい愛情のあり方と、その第二は、人権尊重と、子供は親の私有物ではない、社会の一員として取扱われなければならない、といふ点である。

児童憲章第二条は『すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ』云々と規定している。子供を愛するあまり、死の道連れにするなどといふことは、同情はできるが、結局、本能的なまちがつた愛情で、もし、この親に、子供を親の私有物として見るのでなく、人として尊

び、また、社会の一員として、これを重んずる、という、はつきりした認識があつたら、もう少し別な解決がある筈だ、児童憲章を空文におわらせたくない、といふのである。

以上はほんの一例であるが、児童憲章制定の意義は大きいので、あらゆる場合、児童に対するわれわれの思想や行動に規範を与えてゆくものである。

金森徳次郎氏は児童憲章宣誓式の席上、挨拶として、次のよつていわれた。

『児童憲章は、宇宙の法則の宣言でありまして、人類のものべき当然の悲願をのべたものであります。児童憲章は人類発展の一段階となるだらう。これによつて、親も、学校も、社会も、一つの方針を与えられたわけであります』

と本憲章の精神の普及徹底について、読者諸氏の御協力をお願いして、この小稿を結びます。

〔おわび〕前号「アメリカに於けるフレーベル運動」中左記の誤植のあつたこと謹んで筆者並びに読者各位におわびいたします  
筆者者 4338P 下段  
下リク 4744P 下リク  
下リク 751622行  
7 リク 751622行  
リク 4338P 上リク 3行  
リク 4338P 下リク 2行  
Kilpatrick→Kilburn  
並びに批判的に→批判的に  
從属的→從屬的  
よりが價値あつた→より價値があつた  
したのみである→したのである  
當時における→當時における  
洞察で→洞察である  
當時における→當時における  
違法する→違法する  
する→する

# 兒 童 憲 章

—五月五日制定発表—

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 一　すべての児童は、心身ともに健やかにうまれ、育てられ、その生活を保障される。
- 二　すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて、育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 三　すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 四　すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果すように、みちびかれる。
- 五　すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。
- 六　すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分ととのつた教育の施設を用意される。
- 七　すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八　すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 九　すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 十　すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱いからまもられる。  
あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 十一　すべての児童は、身体が不自由な場合、または、精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 十二　すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として、人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

# 幼児期の経験

—その導き方—



澁谷さくら幼稚園

松 村 康 平

## 【問題】

一

同じ教育が同じ実を結ぶとは限らない。  
教師なり父母なりの取り扱い方が殆ど同じでも、その結果が、一人にはよく、他の一人には悪い場合がある。このことは、教育が、個性に即して行わるべきことを、私たちに知らせる。それ許り

ではない。同じ人にも、その時の気分、その人が置かれている場の如何によつて異なる効果をもたらす。

私の手もとには、二十歳前後の人たちによつて書かれた「体験記録」があるが、記録の中で効果をあげている方法も、人により、時と處によつて、それを用いても、必ずしも成功しない。けれど、それは、私たちに多くのことを教えてくれる。私はここに、数例を選んで紹介しよう。読者はこれをもとにして、子供たちをどのように導いたらよいか、考えてほ

られなかつたことが、よい結果をもたらした例を取りあげよう。

## 叱られなかつた効果

二

しぐ。また、この記録が、研究討議の機会をつくることを、私は望んでゐる。今回の私務めは、主として、体験記録の紹介と、研究課題の提出にある。

学校へあがる前、多分五歳頃だつたとき、祖母は、戸棚から「さくらんぼ」を出してくれました。それを食べてしばらくすると、祖母は洗たくをしに、お風呂場へはいつてしまひました。私は食べたいといふよりも、きれいな赤い色に魅力を感じて、戸棚をそつと開けてみました。そこには、少ししかありませんでした。そこには、「さくらんぼ」がはいつて

ていましながら、そのうちに柄と実とが、

やさしく言いました。

ボツリと離れてしましました。私は、そ

たしかに叱られると覚悟していました私は、

ば、おやつは上げません。』

の「かくらんぼ」を、返そうかなと思いま

意外にも叱られなかつたので、嬉しくて、

私は驚いて、そんなことは絶対にない。

したが、こわれたものをいれても仕方が

それ以後、私は、欲しいものがあると一

園に行つて、遊んでいたのだと言います

ないと思つて、実を口に入れました。そ

應何でも欲しいと、はつきり言うように

なりました。欲しいと言つて叱られたこ

どんづまんで、口に入れました。そ

とはありませんし、ことわられても、大

して気になりませんでした。あの時、祖

のうちに、お風呂場の戸の開く音がした

母が、私の行爲を叱つたら、それから後、

祖母は、「きりと・ねずみだろう。頭の黒

の味が妙においしかつたので、今度は、

陰險な心をもつたかも知れないと思いま

し」と言いました。「ほツペたの赤い

てかくれました。祖母は、すぐに私の仕

業を見つけて、「アラアラ、大きなねずみ

いながら、おやつをくれました。すると、

が、さくらんぼを取つてしまつた」と

大きな声で言いました。私は、とても悪

い影響を与えた例を、述べよう。

いことをしたように思つて、シクシク泣

いことをしたように思つて、シクシク泣

き出しましました。祖母は私を見つ

めました。祖母はなおも、

き出しましました。祖母は私を見つ

めました。祖母はなおも、

けて、「欲しいものは上げるから、だまつ

て取つたりしないで、下さいつて言えば

私はカツとして、思わず、そこにあつ

ていいのよ。あそこでいれてあつたのは、

おやつをもらひにくくと、母は台所で、

たさといもかなにかを、祖母の顔に投げ

みんなあなたの分だから、後で又上げよ

うと思つて、しまつておいたのよ。だか

つけました。母も女中もハツとして、私を

ら、もう、泣くのはよしなさいね」と、

みんなあなたでしょ。お茶の間にあつたあ

とめました。祖母は泣いて怒りました。

其の晩、夕食のとき、祖母は一言も口

をききませんでしたし、父も黙っていました。

家中の人が私を避けているようで、悲しくてたまりませんでした。

ご飯を一ぜんしか食べないで、自分の部屋で泣いていますと、母が来て、やさしく、「おばあさんが、お風呂にはいつて

いるから、あやまつておいで。あなたばかりが悪いとは思わないけど、目上の人間に物を投げたりしたことは、本当にいけないことでしょ」というようなことを、言いました。そして、お風呂場の前まで、一しょに来てくれました。「勇気を出してね。おばあさんだつて、あなたがあやまりに来てくれるのを、本当に待つていいんだから」と言われて、思い切つてはいり、手をついてあやまりました。祖母は、「ああ」と言つたきり、うしろを向いてしまいました。

部屋へかえると、母が、私の大好きな目玉焼きと、赤いいためご飯を持つてきました。私は、それを、何となくさつぱりしない気持で食べました。その後、二三日してから、祖母とはも

と通り仲良く遊んだり、どこかへ連れてつてもらつたりしましたが、それから一年間ばかりは、時々そのことを想い出しています、いやな気がしたのを覚えています。(女、Y・S)

### 【課題】

二つの例について考えてみよう。これを中心に話し合つてみよう。

第一例については、「幼児の教育」第四十九卷第七、八号で述べたことが、役立つと思う。第二例についても参考になる

だろうが、この例を読んで、どうして子供が謝らねばならないなかつたのか、その時の大人の態度に、憤りを感じる人がいるだろう。子供よりも経験をつみ、導く側にある大人が、どうして先に謝ろうとしたなかつたのか。物を投げた子供の態度が悪くとも、それだけを切り離して謝らせることが、出来るものだろうか。子供の激しい行爲が、嘘をかくそとする気持である。早く割つた組が勝ち、私は勝ちたから出たのか、無実の罪をさせられた不

満によるものかを、どうして見極め得なかつたのか。このような過ちを少しでも犯さぬために、私たちはどういう心掛けであつたらよいか。何を私たちが備えていたらよいのだろうか。

一義的な結論を導き出すことは、困難であつても、これらの問題を解くことによつて、どのように子供たちを導くべきか、それに役立つ指針を得ることは出来るのである。

### 三

次には大人の扱い方、叱り方が、子供によい影響を与えた例を取り上げよう。不正と知りつしたことを叱られて、眞剣に物事をするようになつた。

幼稚園の頃、運動会があつた。家の人たちが見にくる。先生は大忙しそうである。私たちのやる番になつた。玉割りだつた。各組別々に、都合四つの玉を割る。早く割つた組が勝ち、私は勝ちたかった。

玉割りは始まつた。他の玉が既に一つ割られた。私たちの玉は、割れ方が遅い。若し一番終りになつたら家で叱られる。私はそう思つた。

家では、三年前に父が死に、母はスパルタ式教育をしていた。兄も姉も、暴力で私にあたることが多かつた。末ツ子の私は、常に不利な立場にあつた。私は小さい時から、権威と結託する必要を、漠然と知つていたように思う。こうした気持と何か関係があつたのかも知れない。

私はたまを投げるような恰好で、手にたまを持つたまま、たまと共に手を紙玉にあてた。

紙玉は破れた。三番目であつた。私は誰もみてはなかつた、誰にも分らなかつたと、安心した。しかし、先生は、私たちを一番負けたことにした。母は運動会に来ていたが、その時はいなかつたらしい。

私は不正が見つかつたと気づいた。そして、額をあくくした。同じ組のものが、

三番目に割れたといつて、わめいた。私は、私の不正が、何ら役に立たなかつたことを知つた。誰が見ているか分らない、悪いことをやれば分るものだと考えた。

私は、それ以来、どんなに苦しくとも、真剣に物事をやろうとつとめるようになつた。価値判断の尺度は、私の成長と共に相対的な変化をとげている。しかし、常に、最善と思うことを努力してやつてゐる。

幼稚園でのこの経験は、当時の写真や絵などをみるたびに、よく想い出す。

(男、T・T)

### 盗みをするようになつた子供の心

叱られて盗みをしなくなつた

私は、幼い頃、非常に我がままだつた。その我が家を、父母は、多くの場合、認めていたと記憶している。

私は、隣近所の友だちの中で、いつも、腕白者であり、餓鬼大将であつた。

ところが、確か、五歳の頃であつたとき、近所に、ものすごく腕力の強い子

が、引越しして来たので、私はいつの間にか、彼の手下の一人になつてしまつた。それでも、始めの中には、黙つて過ごしたが、段々、もとの腕白者として過ごした頃が懐しくなつた。そして、彼をどうにかして屈服させようと、幼い頭をしづづつた上、考え出したのが、何とか言つては母や父から、お金を持ち出すことだつた。少量ではあつたが、父母は私の言うなりにお金をくれた。

腕力の強いその子は、始めは喜んで私の手下になつていて、三回・四回となるうちに、少しの物では私の思うように動かなくなつた。物を与えた一時のみは私に従つてもお金をお金を私が持つていないと軽く扱つて、仲間からだけのものにするようになつた。それで、私は、いつの間にか父母からの小遣いに満足せず、父母の財布からお金を盗み出すようになつた。

しかし、一二三回目の時だつたと思う。冬の朝であつた。庭には、一尺余りの雪が積つていた。私が目を覚して間もない

頃、突然、父から呼ばれ、書斎にはいつ

た。父母に對して恐しさを知らない私は、

いつもの通り、父の側へいつた。ところが、其の場で、私は、さんざん叱られた。

私の予想しないことだつた。

私は、少しもあやまらなかつた。する

と、急に、真ツ裸にされて、庭の雪の中

にぼうり出された。首までの雪をかき分

けて、私は、不意の恐しさに逃げまわつ

た。向う側へ行つても、父の姿が見え、戻つてもまた、父の顔が見えた。あがき

がとれなくなり、私はついに、庭の真中

で、母を呼び、助けてもらつた。そして、

私は、父母の前に手をついてあやまつた

がそれ以来、父母に對する私の態度が変わり、無礼なまねはしなくなつたと、今でもよく言われる。このことは、私の印象にも深く残つてゐる。私は、當時を懷想し、現在の自分の幸福と、割合素直な性質に成長し得たことを喜び、感謝の心がわく。(男、T・M)

### 【課題】

り方につき、更に研究してみよう。

大人とのずれ。叱られぬ物足りなさ。

幼稚園卒業の半年位前のことだつた。

「ここにあたる三ツ年下の男の子と、

か、いろいろと知ることが出来るだろ

う。子供たちを導くためには、子供たち

の心理を知つていなければ充分でないわ

けも、分るだろう。

二ツとも成功した例であるが、何が成

功をもたらしたのだろうか。成功はした

のだが、子供の扱い方について、もつと、

こうしたらしいと思えるところがありは

しないだろうか。これらのこと、考え方

てみよう。

叱るにも、叱るべき潮時がある。子供

たちが、悪いことと知つており、叱られ

ると思つてゐる時に、叱つた場合も、ま

た、叱らなかつた場合も、よい効果があ

つた例を、私たちは既にみてきたが、叱

られる子供の思うことの内容と、大人

の思うことにすれがあつた場合には、ど

うだらうか。次の例をも併せ読んで、叱

て、外へ行つたが、やがて、にこにこし

ながら帰つて來た。手には新しいメンコ

を一ぱいもつていた。それを私に見せび

らかした。私はカツとなり、おもやの

鉄砲につま楊子をいれて、弟の頬をめが

けて、発砲した。楊子が頬にささつた。

私はしまつたと思つたが、まだ何も言わ

ない中に、母が飛んできて、傷の手当て

をした。そして、当然叱られると思つて

いた私に、「危いから、人に向けてうつて  
はいけませんよ」とだけ言つて、他には

何も言わなかつた。

母は、鉄砲には偶然楊子がはいつてい  
たのだと思つたらしかつた。

(今考えれば、母は知つていたのかとも

思えるが)私は、本当のことを言つて、  
あやまろうと思つたが、何んとも思つて

いない母の顔をみると、どうしても言え  
なかつた。その日から、私は、どうも  
母の顔を見るのが、面はゆくてならなか  
つた。(男、N・T)

あとがき

私は今後も、「体験記録」を中心に、研  
究を進めていくつもりでいる。読者がこ  
のような記録を喜ばれるなら、いつかま  
た機会を得て、書こうと思う。貴重な記  
録を私に提供して下さる人たちも、それ  
が広く読まれて役立つなら、嬉しいに違  
いないし、私はこれが、読者の「勉強教  
室」を育てる力になると、思つてゐる。

## 保育應答研究會御案内

日時 限り第六月十六日(土)午後一時半より(毎月第三土曜日。七月に  
二土曜日。八月休会)

講會場 倉橋先生の持ち寄りになる保育の実際問題につき、倉橋先生を中心  
とした出席者一同で互に研究し、あら新企画です。多数の御来  
会をお待ちしております。(来会御随意・会費不要)

昭和二十六年六月六日

株式会社 フレーべル館内

保育應答研究會係

## 新好評折り紙教本 副島 ハマ著

B6二三四頁圖版六五〇箇八 定價二〇〇圓 送料一円

びを何時までも残したい気持から、幼稚園、保育所の子供達の毎日の  
養育施設のため、親が側にゐない赤坊のための眺め玩具をつくるため、又  
製作の権威副島先生が我国独特の芸術味、ゆたかな、楽しい折り紙遊  
小さい身体にそれべく負い切れない負担を背負つてゐる精神薄弱児  
施設、療育施設、教護院の子供達の日々を明るくしてやるために送られた新著  
種の絶無である斯界に送られた新著

「私が夜明けに説明図を書き乍ら御多幸を祈つた先生方——講習会で御眼  
鏡を私に提供して下さる人たちは、それ  
の誰かにこの紙一枚から生れる美しい芸術と折り紙遊びの樂しさを学びと  
て頂ければ、私はこの願いをこめてこの書を皆様の御手許にお贈りいたし  
ます」(著者序文より)

株式会社

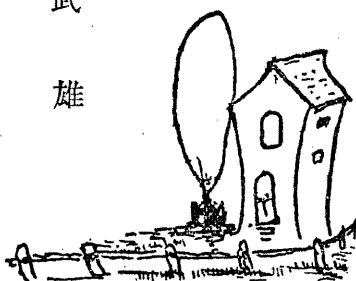
フーリベル館 東京都千代田区神田保町二ノ四

# 小學校入學前全幼兒保育

## —千倉町幼稚園—

千葉縣千倉町立  
忽戸小學校附屬幼稚園長

小 原 武 雄



### 一、日本教育の黎明

日本教育の黎明!! それを力強く感する二つの理由がある。その第一は教育の機会均等の宣言である。「すべて国民は法律の定めるところにより、その能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有する。」更に「すべて国民はひとしくその能力に応ずる教育を受ける機会を与へられなければならないものであつて、人種・信条・性別・社会的身分・経済的地位又は門地によつて教育上差別されない」と規定された。教育が國民全体に対して、公平にして且均等に行われてこそ、國民は幸福となり、國家社會は發展する。第二は幼稚園が小・中・高・大学と同等の学校として認められたことである。「学校とは小学校・中学校・高等学校・大学・盲学校・聾学校・養護

学校及び幼稚園とする」と定められた。幼稚園が意図的にまた計画的に幼児保育に當る一つの学校と見なされたことは、この時代の幼児教育が人間形成の上に重大な意義と必要性があるからであつて、これはたゞ幼児にとつて幸福であるばかりでなく、大人にとつても幸福である。斯くて國民が公平均等なる教育を受ける権利を有し幼稚園が学校と認められたことは、日本に於けるすべての幼児が幼稚園教育を受ける恩恵を得たことを意味するものと考へざるを得ない。そしてこれは正に日本教育の黎明であると云はなければならない。

わが千倉町に於ては既に二十余年、小學校入學前の全幼児を收容保育する幼稚園が設置され現在に至つてゐる。依つてこゝに千倉町に於ける幼稚園の設立、経過、現況等について述べて参考に供し、これが今後の日本幼児教育のために何等か貢献することになれば幸である。

## 二、千倉町幼稚園の概要

### 一、千倉町

千倉町は房総半島の南端、太平洋に面し戸数100戸・人口1022人を有し、安房郡第一の町であり、県下は勿論全国に於ても屈指の漁港である。海と港に恵まれ、海産物が豊富で新鮮なる魚貝は四季を通じて絶えない。町民は純真・淡白・人情に厚い。漁業・農業に従事するもの最も多く、商業・海産加工或いは半農・半漁等も相当多い。由来教育に熱心な町である。

### 三、幼稚園の概要

| 朝夷幼稚園                  | 忽戸幼稚園           | 設立年月日             | 所 在               | 學級數            | 幼兒數園    | 職 員      | 入小學校 | 町 費       | 父兄の負擔 |
|------------------------|-----------------|-------------------|-------------------|----------------|---------|----------|------|-----------|-------|
| 昭、七、八、一〇               | 昭、三、四、二七        | 併<br>朝夷小學校<br>設   | 忽戸小學校<br>設        | 二              | 一〇〇     | 長一<br>園長 | 小學校  | （昭和二十五年度） | （毎月）  |
| 三                      |                 |                   |                   |                |         | 園長       |      |           |       |
| 一二二                    |                 |                   |                   |                |         | 園長       |      |           |       |
| 商科醫一                   | 歯科醫一            | 校 教 園<br>園 長 一    | 歯科醫一              | 全 員            | 一四三、九二一 | 園長       | 月    | 月         | 月     |
| 全員                     |                 |                   |                   |                |         |          |      |           |       |
| 二〇四、五〇二                |                 |                   |                   |                |         |          |      |           |       |
| P T A<br>費 材 料 費<br>一〇 | 月 謝 五〇<br>（三月間） | 會 P T A<br>材料費 二〇 | 會 P T A<br>材料費 一〇 | 月 謝 五〇<br>（毎月） |         |          |      |           |       |

全町が忽戸朝夷の二学区に分れており、忽戸小学校・朝夷小学校の二小学校がある。そして両小学校に夫々忽戸小学校附属幼稚園、朝夷小学校附属幼稚園が併置されている。中学校は全町を学区とする千倉中学校がある。両幼稚園は夫々の学区内に於ける小学校入学前幼児を全部収容する一年保育制で幼稚園終了者は全部小学校に入学する。園長は小学校長兼任である。従来幼稚園は名称の示す如く小学校の附属的性格が多分にあつたのであるが、学校教育法施行以来独立的性格が強くなり、幼稚園本来の姿に立つている。

## 二、幼稚園と小・中学校

### 三、幼稚園の設置と其後の経過

#### 一、設置

先づ忽戸学区に於て、学区民有識者間に幼児教育の必要が認められ、大正十五年五月試みに忽戸小学校内に私設の幼稚部を設け、小学校入学前児童の一年保育を実施した。但してこれは希望者のみを対象とし神社の社務所を教室にて、保育には小学校の低学年受持教師が当つた。所が幼稚部終了児童は小学校入学後の成績が良好であつたので、幼稚園設立の要望はいよいよ高まり、昭和三年四月二十七日正式認可の忽戸幼稚園が設置された。これは郡内に於ける幼稚園教育の先鞭を打つたものである。之にならひ朝夷学区にも昭和七年八月十日幼稚園が設置されたので、全町に亘り幼児保育が実施されることになつた。思ふにこの両幼稚園が設立されるに至つた最も重要な原動力となつたのは次の三点であると考へられる。

- 1 幼稚園設置の必要性を一般町民がよく認識したこと。
- 2 幼児教育の実績が父兄に認められたこと。
- 3 一般町民、有識者、町当局の熱意と努力が偉大であつたこと。

尙ほ設立當時本町として幼稚園の必要性は次の通りであつた。

- 1 児童の教育水準を一步でも高めたい。
- 2 家庭では幼児を十分教育する余裕がない。
- 3 幼稚園が出来て幼児が入園すれば漁繁期農繁期に家業の能率が高まる。
- 4 土地の習慣上、平素子供のお小遣いが相当かかるが幼稚園が出来れば反つて経済的である。
- 5 幼稚園があれば父兄は子供の管理に手数が省け安心できる。(遊び交通事故等)
- 6 以上の利益がある上に、更に専門の教師によつて良い教育が受けられる。

#### 二、設置後の経過

##### 1 適齢全幼児の入園

幼稚園設立当初は希望者のみが入園する状態であつた。そこで当時の学務委員や有識者は戸別訪問をして入園を勧説すると共に幼児教育の必要を説いた。かゝる状態が三年間続いたがその努力に依つて第四年目には勧説せずして殆んど入園するようになつた。近年に至り入園幼児は百ペーセントとなつてゐる。

- 2 幼稚園に対する父兄の関心と協力

設立後町民父兄一般の幼稚園に対する関心と理解が漸次向上して來た。そして子供は皆幼稚園に入れるものだとゆう観

念を持つ様になつた。現在に於ては入園が当然のことであり殆んど義務的に心得ている。そしてかゝる観念は父兄のみでなく町当局も町民の誰もが持つ信条である。「御宅の御子さんは来年幼稚園ですね」と語り合う。又子供もその気持で入園

### 3 幼稚園就学状況と予算

(忽戸幼稚園)

| 年<br>次  | 幼<br>學<br>兒<br>數<br>齡 | 入<br>兒<br>數<br>園 | 比<br>率 | 同<br>上 | 小<br>學<br>兒<br>童<br>校<br>入<br>數 | 同<br>上 | 者<br>與<br>園<br>終<br>了<br>幼<br>之<br>比<br>例 | 町<br>豫<br>算<br>總<br>額 | 園<br>兒<br>一<br>人<br>當<br>額 | 創<br>立 | 備<br>考 |
|---------|-----------------------|------------------|--------|--------|---------------------------------|--------|-------------------------------------------|-----------------------|----------------------------|--------|--------|
| 昭和<br>三 | 一                     | 七七               | —      | —      | 七三                              | —      | 一〇〇%                                      | 一、四八六                 | 一九・三一                      |        |        |
| 四       | 一                     | 九七               | —      | —      | 七六                              | —      |                                           | 一、二四三                 | 一八・一九                      |        |        |
| 五       | 一                     | 五九               | —      | —      | 九〇                              | —      |                                           | 一、七六五                 | 一一・〇七                      |        |        |
| 六       | 一                     | 八九               | —      | —      | 九六                              | —      |                                           | 一、一〇一                 | 一一・五一                      |        |        |
| 七       | 一                     | 七五               | —      | —      | 九五                              | —      |                                           | 一、〇〇八                 | 一三・四八                      |        |        |
| 八       | 一                     | 六九               | —      | —      | 九四                              | —      |                                           | 一、〇一三                 | 一四・二七                      | ノ      |        |
| 九       | 一                     | 七一               | —      | —      | 九三                              | —      |                                           | 一、〇八五                 | 一三・七三                      |        |        |
| 一〇      | 一                     | 七八               | —      | —      | 九二                              | —      |                                           | 一、〇五六                 | 一六・二五                      |        |        |
| 一一      | 一                     | 七五               | —      | —      | 九一                              | —      |                                           | 一、〇六六                 | 一三・四九                      |        |        |
| 一二      | 一                     | 七九               | —      | —      | 九〇                              | —      |                                           | 一、〇五六                 | 一六・二二                      |        |        |
| 一三      | 一                     | 六五               | —      | —      | 八九                              | —      |                                           | 一、〇六六                 | 一三・四九                      |        |        |
| 一〇一     | 九五                    | 七九               | —      | —      | 八八                              | —      |                                           | 一、〇六六                 | 一三・四九                      |        |        |
| 九四・〇六   | 一                     | 八七               | —      | —      | 八七                              | —      |                                           | 一、〇一三                 | 一六・二五                      |        |        |
| 八五      | 七九                    | 八七               | —      | —      | 八六                              | —      |                                           | 一、〇八五                 | 一三・七三                      |        |        |
| 八四      | 八六                    | 八六               | —      | —      | 八五                              | —      |                                           | 一、〇五六                 | 一六・二二                      |        |        |
| 八三      | 八六                    | 八六               | —      | —      | 八四                              | —      |                                           | 一、〇五六                 | 一三・四九                      |        |        |
| 八二      | 八六                    | 八六               | —      | —      | 八三                              | —      |                                           | 一、〇五六                 | 一六・二二                      |        |        |
| 八一      | 八六                    | 八六               | —      | —      | 八二                              | —      |                                           | 一、〇五六                 | 一三・四九                      |        |        |
| 九一      | 九五                    | 九五               | —      | —      | 九一                              | —      |                                           | 一、〇五六                 | 一六・二二                      |        |        |

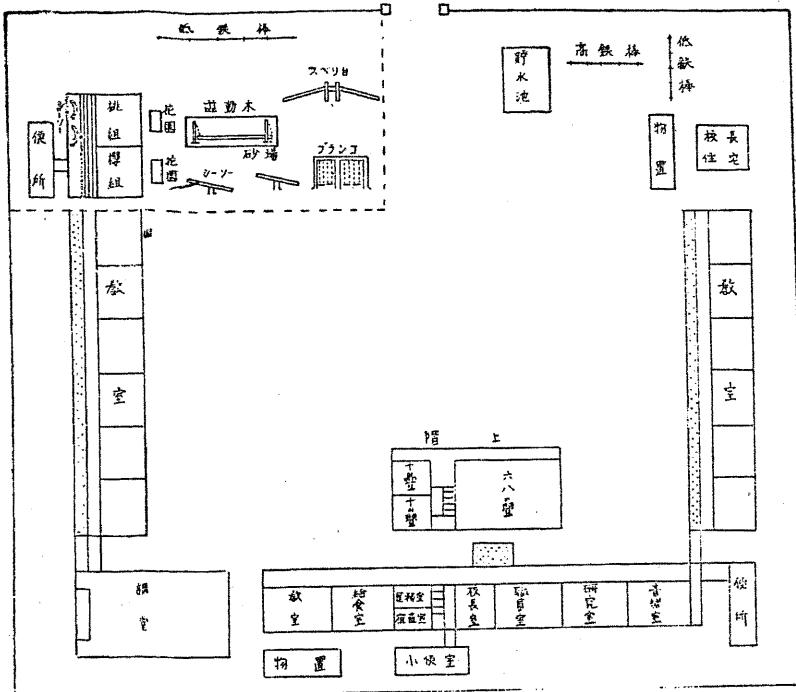
を喜んで待つている。斯様な状態であるから父兄の幼稚園に対する協力振りは極めて熱心であり、保育室・運動場・保育設備等年を追つて充実し之が教師の努力と相俟つて保育内容が向上発展しつゝある。

#### 4 通園距離

適齡全幼児收容の幼稚園にとつて大きな関係のあるものゝ一つとして幼児通園距離の問題がある。本町に於ける両幼稚園は此の点非常に恵まれてゐる。下記の表を参考までに掲げよう。

|         |     |     |        |     |   |          |          |
|---------|-----|-----|--------|-----|---|----------|----------|
| ノ<br>一四 | 九四  | 八三  | 八八・三〇  | 九二  | ノ | 一、一三二    | 一三・六四    |
| ノ<br>一五 | 九七  | 七七  | 七九・三九  | 八四  | ノ | 一、一三三    | 一四・五八    |
| ノ<br>一六 | 一〇七 | 九四  | 八七・八五  | 九四  | ノ | 一、一二三四   | 一三・一二    |
| ノ<br>一七 | 一〇三 | 九五  | 九二・二三  | 一〇三 | ノ | 一、一二〇    | 一一・七〇    |
| ノ<br>一八 | 九八  | 八三  | 八四・六九  | 一〇六 | ノ | 一、四三七    | 一七・三一    |
| ノ<br>一九 | 一一〇 | 八一  | 七三・六四  | 八六  | ノ | 一、四九二    | 一八・四一    |
| ノ<br>二〇 | 一〇七 | 八三  | 七七・五七  | 九一  | ノ | 一、八八〇    | 二二・六五    |
| ノ<br>二一 | 一三四 | 一〇二 | 七六・一二  | 一〇六 | ノ | 二、五五五    | 二五・〇四    |
| ノ<br>二二 | 一三四 | 一〇二 | 七六・一二  | 一〇六 | ノ | 一、一八二    | 一一・四七    |
| ノ<br>二三 | 一〇七 | 九六  | 八九・七二  | 一〇〇 | ノ | 一、一六・四七  |          |
| ノ<br>二四 | 一〇五 | 一二七 | 一〇〇・〇〇 | 九二  | ノ | 五九・〇三一   | 四六・四八一   |
| ノ<br>二五 | 九六  | 一〇一 | 一〇〇・〇〇 | 九六  | ノ | 一三四・六二二  | 一、三三二・八八 |
| ノ<br>二六 | 九二  | 一〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 九二  | ノ | 一四三・九二一  | 一、四三九・二一 |
| 計       |     |     |        |     |   | 他村より五名入園 | 他村より七名ノ  |

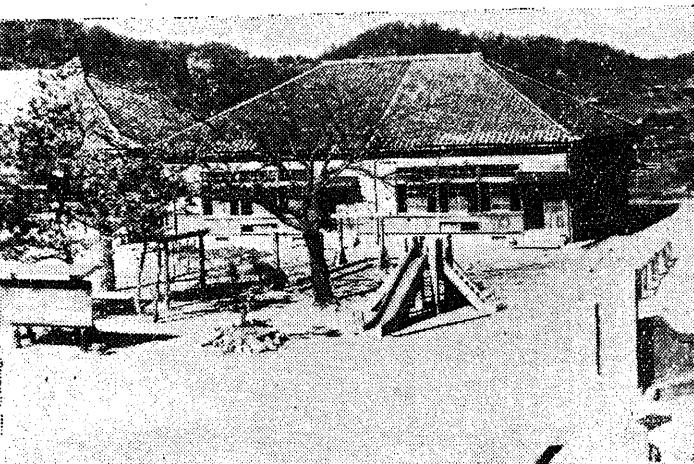
| 昭和二六年度調査        |    |       |    |                 |    |           |   |
|-----------------|----|-------|----|-----------------|----|-----------|---|
| 以〇・三糀<br>内糀〇・五糀 |    |       |    | 以〇・五糀<br>内糀〇・三糀 |    |           |   |
| 忽戸幼稚園           |    | 朝夷幼稚園 |    | 以一糀<br>内糀       |    | 以二糀<br>内糀 |   |
| 二七              | 五三 | 五一    | 三一 | 一二              | 二二 | 一七        | 二 |
| 五一              | 五〇 | 一九    | 三三 | 二九              | 二二 | 一七        | 二 |
| 二               | 一  | 一     | 一  | 一               | 一  | 一         | 一 |



忽戸幼稚園と小学校配置略図……線内が幼稚園

小学校敷地の一部に設けられ、判然とした区劃は

#### 四、幼稚園の現況



千倉町立忽戸幼稚園全景

ないが、幼稚園で使用している総坪数は約四百坪である。位置は人家を離れた所に在り、やゝ高台になつてゐるので極めてよい環境である。そして学区の中心的位置を占めている。なほ海岸までは三百米。園地の周囲は田圃や畑であり、裏には眺望と桜で名高い魚見根山がある。

## 1 校舎と設備

保育室(一〇坪)一、廊下土間付便所(一間一五間)一、オルガン二、レコード一、ラジオ一、積木(大小二組)、紙芝居一五、絵本、火鉢三、保溫器二、幼児用机腰掛、整理箱(各幼児一つずつ引出し)、教師用机、椅子、木箱、黒板一(内一つは子供が自由に書ける)等

## 2 運動場と遊び道具

スベリ台(コンクリー)一、遊動木一、ブランコ六、鉄棒五、シーソー四、砂場六坪、花園三坪。

## 二、就園

小学校入学前幼児も全部収容する一年制幼稚園で、前記の通り殆んど義務制である。適齢幼児は全部入園させるが其の他の幼児は一切入園させないことになつてゐる。時に未適齢幼児の入園を学校に申込んで来る者も居るが、之を許可すれば際限が無く、現在の設備と職員組織では困難である。将来

は二年制にしたいと思つてゐる。

次に就園の方法であるが、入園手続きは小学校入学の場合と同様ですべて町役場の仕事である。即ち役場では十二月末日までに入園適齢幼児を調査して台帳を作り、之を学校側に通知する。二月末日までに町長名を以て適齢幼児の父兄に對し入園通知書を交付し、入園月日、入園すべき幼稚園名などを知らせる。父兄は之によつて定められた入園日に、所定の幼稚園に幼児を入園させるようになつてゐる。入園通知書の形式は次の如きものである。

教民第

号

昭和二十六年二月十五日

千倉町長 石井国太郎

殿

昭和二十六年度幼稚園入園通知

左記者は本年度就園の始期に達した子女につき末尾記載事項了知の上入園の期日に保護者と一緒に本通知を受付係まで御提示願います。

記

| 子<br>女<br>名<br>氏<br>姓 | 生<br>年<br>月<br>日 | 保<br>護<br>者<br>名<br>及<br>続<br>柄 | 現<br>住<br>所 | 本<br>籍<br>地 |
|-----------------------|------------------|---------------------------------|-------------|-------------|
| 昭                     |                  |                                 | 千倉町         |             |

1 入園の期日時 昭和二十六年 月 日

2 入園する幼稚園名 ○○小学校附属幼稚園

#### 注意事項

- 1 適合者でなければ入園出来ません。
- 2 寄留届の済んでいない方は至急寄留届をして下さい。
- 3 適合者で異動するときは必ず役場に申出下さい。

#### 昭和二六年度町豫算概要

|       | 年總額     | 月總額   | 月謝      | 材料費    | P T A<br>會費 | 職員給     | 諸手當 | 旅費 | 需用費 |
|-------|---------|-------|---------|--------|-------------|---------|-----|----|-----|
| 忽戸幼稚園 | 二二〇、五七六 | 四、一六二 | 一三七、四〇〇 | 一四、四七六 | 九、九〇〇       | 五八、八〇〇  |     |    |     |
| 朝夷幼稚園 | 二六九、九〇二 | 三、〇〇〇 | 一九二、〇〇〇 | 一四、〇〇二 | 一三、二〇〇      | 五〇、七〇〇  |     |    |     |
| 計     | 四九〇、四七八 | 三、四三〇 | 三一九、四〇〇 | 二八、四七八 | 二三、一〇〇      | 一〇九、五〇〇 |     |    |     |

#### 父兄の負担する園費

|       | 年總額   | 月總額      | 月謝   | 材料費  | P T A<br>會費 |
|-------|-------|----------|------|------|-------------|
| 忽戸幼稚園 | 七〇〇 圓 | 六三・三三三 圓 | 五〇 圓 | 一〇 圓 | 三ヶ月<br>一〇圓  |
| 朝夷幼稚園 | 八九〇   | 八〇・〇〇〇   | 五〇   | 二〇   | 月<br>一〇圓    |
| 計     |       |          |      |      |             |

の如く相当の負担を負つてゐる。幼稚園が必ずしも義務教育でなくとも実質的に全国各市町村に設置されればよい。それには国費と都道府県費を以て少くとも園費の半額を補助しなければならない。然し私の理想とする所は幼児教育の最重要性から幼稚園の義務制と園費の全額國庫負担を強く念願している。

幼稚園振興は結局費用の問題である。千倉町としては前記

町立である両幼稚園の経費は当然町負担になつており、町予算に計上される。そしてこの町費で一切をまかうのであるが、保護者の直接な負担も多少ある。然しこれは他の幼稚園に比して低額である。昭和二六年度に於ける園費の概要を示すと次の表の通りである。

#### 三 幼稚園の経費

町立である両幼稚園の経費は当然町負担になつており、町予算に計上される。そしてこの町費で一切をまかうのであるが、保護者の直接な負担も多少ある。然しこれは他の幼稚園に比して低額である。昭和二六年度に於ける園費の概要を示すと次の表の通りである。

#### 四 幼稚園と小学校との関係

両幼稚園終了者は夫々の学区の小学校に全部入学する。幼稚園小学校は併置されているから幼児は平素から小学校生活にも自然に慣れて、小学校入学後の生活には困らない。また保育課程は小学校教育課程と関連して構成している。尙ほ遠足・運動会・学芸会等の定例的な行事は小学校と同調して行つてゐる。

#### 五 P.T.A.の組織と活動

忽戸学区、朝夷学区夫々に幼稚園小学校を含む忽戸校P.T.A.、朝夷校P.T.A.があつて、その単位組織として幼稚園部会がある。幼稚園部会は部会長一名、常任委員数名、委員一〇名の役員があり、会員は父兄全部である。幼稚園P.T.A.は学校P.T.A.として運営されるが、主として幼稚園部会として独自な活動をしている。

由来千倉町民は子女の教育には熱心であり、学校教育には深い関心と努力を持ち続けて來た。そしてこれが正に本町の歴史的伝統的な美風の一つである。従つてP.T.A.は積極的に活動し、学校環境の整備・教具・運動施設の充実等経済的にまた労力的に奉仕している。

#### 五、日本教育の光明

輝く日本教育の光明！それは何であるか。私はそれを端的に云つて、幼稚園教育の振興であり、日本全国の幼児が幼稚園に入ることが出来て教育を受けることであると思う。幼児教育の必要性は説くまでもなく有識者は勿論国民全体がよく知る所であろう。然るが故に國家は国民の総意として公平にして且均等なる教育法則を定め、特に幼稚園を学校と認めたのである。然したゞ法律で規定しただけで、其の実が伴はなければ謂所空念佛に終つてしまひ。所が幼稚園教育の実情乃至は其の運営や組織の現状はどうであろうか。それ等の実態に就いて知る者は案外僅少ではあるまい。小学校や中学校の教師ですら郡内或いは県内に何處にどんな幼稚園があるか、一体幼稚園はどんな所であるか等について知つている者はどれ程あるだろうか。私はこゝで幼稚園の現状に就いて述べないが、たゞ甚だ遺憾の点が多いだけは確かである。日本幼稚園の振興は正に急務である。一体誰の任務であり誰の責任であろうか。幼稚園振興の道は二つある。その第一は国民全体が幼稚園の設立に力を尽すことである。これが基盤とならなければならない。即ち幼稚園の振興は先づ国民全体、そして大人の任務であり責任である。第二は国家地方公團体等其の局に當る者が直接的な任務と責任に於て幼稚園

教育の爲に大いに力を尽し、努力しなければならない。又教職員は率先して幼稚園教育の内容充実に、設立に啓蒙運動に努力すべきである。

日本全幼児に教育の恩恵を与へよ。全国の都市といはず農漁村といはずあまねく幼稚園が設立せられ、全幼児がそこで楽しく教育を受けることが出来るようになつたならば幼児は至大の幸福を得るばかりでなく、日本教育は光明に輝くであろう。

### 【附記】

千倉町の教育における小学校入學前全幼兒保育のこととを

初めて聞いたのは、千葉縣市川市日出山園幼稚園の土屋眞佐子氏からであつた。娘々非常の關心をもつていることなの快諾によつて、此の詳細なる報告を得たことを感謝する。小學校入學前全幼兒保育といふことは、われらの理想であり、幼稚園義務化への問題に、直接に通ずるものである。後に千葉大學幼稚園主事宮内孝氏から聞くところによれば、氏は疾くに、同縣内の千倉町の此の實際について深き興味を以て注目せられ、その實状について詳査せられ、文部省にも報告せられているということであつた。私は、宮内氏の談によつて、一層現實の關心を深くし、いつかは全日本に實現せられたき全幼兒保育の輝かしいさきがけとして、これを本誌に紹介することを喜びとし、此のさきがけが愈々本質發展して、廣き實現の促進となることを祈つてやまないのである。

## 新著紹介

波多野寛治氏著

『児童心理と児童文化』

東京都文京区大塚坂下町金子書房 三三〇円

山下俊郎氏著

『幼児の家庭教育』

東京都千代田区飯田町東洋書館 二八五円

同『幼児の心理的発達』

東京都千代田区神保町巣松堂 一七〇円

同『児童心理学入門』

東京都中央区銀座大日本圖書株式会社 一六〇円

守屋光雄氏著

『乳幼児心理学入門』

京都市左京区大北門前白井書房 四五〇円

神戸市教育課程基準作成委員會編

『教育課程基準』(幼稚園)

(非売品)

瀬田市瀬田幼稚園編

『カリキニラムとその実践』

(非売品)

根岸草笛著

『幼児のカリキニラム』

高田市立幼稚園内児童教育研究会 (非売品)

廣島大學三原分校附属幼稚園編

『幼稚園の教育課程』

(非売品)



# 園長學 第一步 (一)

## 一 管理者としての園長一

文部事務官 王 越 三朗

「新年度になるごとに、今年こそはこの幼稚園を、理想的に經營しようと計画してみるが、その計画はなかなか実行できないで、平凡にすごしてしまいます。」といふ言葉をよく

園長さんから聞かされるが、考えてみると、園長の職務は非常に広範囲で、教育の全領域にわたつてゐる。なるほど、そ

のしごとをすべて完全に処理しようとするとは、無理なことである。しかし、そのしごとをよくみると、そこにはおのずから本末があり、緩急があり、園長としてどうしてもやらなければならぬものと、やらなくてよいが、やつたほうがよいといふようなものがあるようである。

園長としては、幼稚園を經營してゆくうえに、この点をよく考え、しごとを重点的に処理してゆくように計画し、適切に処理することが必要ではないかと思われる。

それでは、園長としての重要なしごととは一体何であろう

か、これを一口にいふことはむずかしいが、そのことを見出すために、次のことについて考えてみよう。

### 1 園長の職務はなにか

2 その職務は園長としてどんな責任があるか

1 の園長の職務を考えてみる場合には、まず法規、上園長の職務として課せられてゐるもののは何かと、いうことを。次に、その幼稚園の教育的、理想を實現するためには、法規で課せられてゐるもののはか、どんな職務があるか。さらにその他、現に園長はどんなしごとをして、いるか、またやらないければならない現状にあるかと、いうことについて考えてみる必要がありはしまいか。

(2)はそれについて考えられることであるから後にゆすることとして)いま園長の職務を、大まかに分けて考えてみると、右の三項目も大体次の五つの内容に分けられるよう

である。

- 1 管理についてのしごと
  - 2 指導と助言についてのしごと
  - 3 事務処理のしごと
  - 4 実際保育
  - 5 その他のしごと
- これをさらにまとめて、園長の職務は、管理と指導助言がその主なものであるといえるようである。本稿では、この主要な二つの園長の職務について、すなわち管理者としての園長と、指導者としての園長について園長としてはどんな責任があるかということについて、考えてみようと思う。
- 紙面の都合上、先ず管理者としての幼稚園長の職務とその責任について述べ、指導者としての園長の職務とその責任については、後の機会にゆすることとする。

幼稚園は、幼児の教育指導をよりよくおこなうため、設置者をはじめとし、すべての関係者が、日夜研究努力して、施設や機能までも含むのが普通である。

## 一、管理の意味

管理とは、その後者で、幼稚園がその教育の目的や目標を達成するためにおこなう、幼児に対する直接の教育活動を除いた、いはばその教育活動を助長し促進するための、あらゆる教育活動を意味するのである。

したがつて、管理はそれ自体に目的があるのでなく、教育の目的や目標を達成するための手段のすべてである。

いふかえると、管理は、幼稚園をして、しんに幼児を教育するに適切な場所とさせ、幼稚園教育の目的や目標を達成させるためにする、一切の人や施設の運用の計画的、継続的な実際の統制活動であるといえる。

それゆえ、管理は、小さくは一幼稚園における教育の実際指導に対するあらゆる準備活動ばかりでなく、地方公共団体や国家が、幼稚園のためにするあらゆる活動も含まれてくる。

ゆえに、一般的に幼稚園管理という場合は、一幼稚園のそればかりでなく、国または地方公共団体の教育行政機関の組織や機能までも含むのが普通である。

## 一一、管理を必要とする根據

幼稚園の管理が必要となつてくる理由は、次の二つの点から考えられる。

### 1 設置者の抱負を實態に實現するため、すなわち設置者の教育的理想を實現するためである。

幼稚園を設置し維持しようとする者はそれが個人であろうと団体であろうと、あるいは地方公共団体であろうと国家であろうと、そこには必ずその幼稚園を設置して、自からの教育的抱負をその幼稚園において實現しようと企図するからである。

そして、その設置者は、その抱負を一日も早く実現すべく、常にあらゆる努力を惜しまないであろう。このためには、設置者をはじめその幼稚園に関係する多くの人々やあらゆる物が有効に使われるであろう。しかも、それらが設置者を中心として、教育的理想の実現にむかつて、よく組織されられ、整備され、活用されるであろう。こうして、はじめて理想的な教育も行われ、設置者としての教育的理想も實現されるのである。

このように、設置者を中心とする教育的抱負を實現するための、理想的な教育活動をするためには、あらゆる人をよく組織し、すべての施設設備を整備し、改善などして、最大限に活用できるように管理する必要が生じてくる。

## 2 法規の規定からである。

現在、日本ではその教育について、その殆んどの制度を國家自からが法規をもつて規定し、さらにこれにもとづいて地方公共団体が規則で規定している。

幼稚園を設置し、それを維持經營していく場合も、この法規にしたがわなければならぬ。したがつて、さきの設置者から、職員その他の関係者や、あらゆる施設設備を活動させ活用する場合にも、それが、法規に規定する範囲内で、最大限の効果があがるように、管理しなければならない必要が生まれてくる。

幼稚園の管理を必要とする根拠は以上の二つから生まれてくるが、この二つの根拠を別な立場から考えてみると、第一の根拠を幼稚園管理の自由な立場から考えたものとすれば、第二の根拠は法規上の立場から考えたものといえる。また第一の根拠を主觀的な立場からみた幼稚園管理であるとすれば、第一の根拠は客觀的な立場からみたものであるといえる。さらに第一の根拠を理想的な方面からみたものとすれば、第一の根拠はその形式的な方面からみたものであるといえ

る。

この二つの根拠は、ある場合はそれぞれその一方が強調され、主となつて説明されることがあるが、幼稚園管理の実際においては、あくまでどちらにも偏せず、両方面の調和された実際活動であることが、望ましいものである。

### 三、幼稚園管理の解釋

#### 廣義の解釋と狹義の解釋

幼稚園管理の解釋は、従来明確ではなかつた。この管理の意味を広義に解釈すれば、

第一 現行の法規の下におこなわれている教育制度そのものである。

第二 教育制度に基いておこなわれる、幼稚園の施設や運用である。

第三 幼稚園の実際運営である。

等といわれるが、一般的に幼稚園管理といえば、すなわち狭義に解釈すれば、第二の意味をとるのが普通である。

管理を以上のように解釈することは、單に形式的な方法であつて、実際の幼稚園管理は、前述のように、あくまで現在の教育制度にもとづく教育行政の実質的な機能で、一幼稚園の施設や運用の実際から、地方公共団体や国家の教育行政をも含めて、幼稚園における現実の教育活動を助長し促進するためのあらゆるはたらきであると考えなければならない。

しかし本稿では、管理者としての園長の責務を主として論じようとするものであるから、園長としての職務に重点を置いて他は省略することとした。

#### 幼稚園管理と幼稚園經營

さきの第三の解釈をとれば、幼稚園管理は経営と全く同一なものとなるが、「經營と管理」と二つの言葉を対立させる場合の解釈はどうであるかとくことに少しふれておくこととする。この場合の管理は、幼稚園運営の客観的方面を主として考へ、法規の理解やこれによる運用を重要な要素として、理想的な面を二次的に考へた場合に使つてくる。これに対しても経営は、幼稚園運営の主觀的方面を主として考へ、客観的方面すなわち法規の方面をやや二次的に考へた場合に使つている。

しかし實際には、兩者を截然と分けることははなはだ困難であり、また強いて分ける必要もないと思われる。一般にこの二つの言葉は複合的に「經營及び管理」を用いられており、法規上も主として「管理」という言葉であらわしてはいるが、時には「經營」という言葉で管理をも含めて使つてくるから、あまり明確に分けることはさけたほうがよいと思われる。

本稿では、「管理者としての園長」においては、管理面に重点をおき、「指導者としての園長」においては、經營面に重点をおいて説明をしてみたいと思う。

なお、幼稚園管理は、さきに述したように、幼稚園における

あらゆる施設及び運用の統制活動を意味するが、その範囲をさらに狭く解して、単に幼稚園の設置及び維持のみを中心として考える場合がある。そしてその幼稚園の管理者を、幼稚園の設置維持に関する責任者としてのみみることがある。

この使い方は法令上はしばしば用いられるから、注意しておく必要がある。例えば公立幼稚園の管理者を、市町村長とするが如きがそれである。

#### 學校衛生との關係

教育の実際面を研究するに当つて、時にこれを教育行政、学校の經營及び管理、學校衛生と三つに分けて取扱うことがある。また教育職員免許法施行規則第八条の校長(園長)免許状を受けた場合の科目に見られるように、「學校教育の指導及び管理(學校衛生を含む)」と特に學校衛生を管理のうちに含めながらも特記している場合がある。

このような場合の管理と學校衛生との關係はどうかといふと、學校衛生も管理には包まれるが、學校衛生が、他の管理の方法とは異つて、管理する上に特殊な基礎的知識を多分に必要とし、學校医や學校歯科医の特別な援助を必要とする点から、便宜上これを分離して取扱うようにしたのであつて、決して管理と無関係なものであるという意味ではなく、あくまで學校衛生も管理の一部分であることには違ひはない。

**四、幼稚園管理に必要な主要法規**

管理が、現在の日本では法規によつて強制されている点から、よき管理をするためには、管理に必要な法規を承知しておかなければならぬ。

幼稚園管理に普通必要な法規は、幼稚園關係法令通達便覽(フレーベル館発行)にかかげられているが、この法規をみればわかるように、まず國家が管理に關する統制の目的で規定したものに、法律があり、政令があり、省令がある。法律は、国会の議決を経て、天皇の公布によつて制定されるもので、幼稚園關係の法律としては、教育基本法・學校教育法・教育職員免許法・教育職員免許法施行法・私立學校法等である。

政令は、憲法第七十三条、第六号の規定にもとづいて、憲法や法律の規定を実施するために、内閣が制定するもので、幼稚園關係の政令としては、教育職員免許法施行令、學校施設の確保に関する政令等である。

省令は、各省大臣が主任の事務について法律または政令を執行するためあるいは法律や政令の特別の委任にもとづいて発するもので、幼稚園關係の省令としては、學校教育法施行規則・教育職員免許法施行規則・教育職員免許法施行法施行規則・私立學校法施行規則等である。

このほか、統制の目的ではなく、すなばち國家と一般国民

との関係を定めたものではないが、法規と同様に考えられるものに訓令・告示等がある。

なお地方公共団体にもおののそれらに相当する条例や、規則があるから、これについても当然承知しておく必要がある。

なお参考のため、幼稚園管理上承知しておかなければならない法令上の職務及び幼稚園としてかせられている職務並びに設置者または管理者としてかせられている職務（設置者または管理者としての管理の責任は大部分が園長が現に行つているからここに同時にあげてみた）を次にあげてみよう。

根拠法令の名称は、簡略にするため左の略号を用いた。

|               |          |
|---------------|----------|
| 学校教育法         | 学校法      |
| 学校教育法施行規則     | 学校法施規    |
| 私立学校法         | 私学法      |
| 私立学校法施行規則     | 私学法施規    |
| 社会教育法         | 社教法      |
| 学校身体検査規程      | 学身規程     |
| 学校清潔方法        | 学清潔法     |
| 学校医及幼稚園医令     | 学医及幼医令   |
| 学校医職務規程       | 学医職規     |
| 学校歯科医及幼稚園歯科医令 | 学齒医及幼齒医令 |
| 学校歯科医職務規程     | 学齒医職規    |
| 学校伝染病警防規程     | 伝染豫規     |
| 学校施設の確保に関する政令 | 施設確保令    |

## 幼稚園管理表（抄）

- 1 幼児指導要録を編製しなければならないこと。  
○しなければならないことと○できることと○してはならないこと
- 2 指導要録を転園先又は進学した場合その幼児の  
校長に送付すること。  
○
- 3 転園した幼児の指導要録の抄本を作製す  
ること。  
○
- 4 幼児の出席簿を作りその出席状況を明らかにすること。  
○
- 5 授業終始の時刻を定めること。  
○
- 6 非常災害その他の急迫の事情のある時の臨時休業。  
○
- 7 右の場合の報告。  
○
- 8 科学徒身体検査職員身体検査を園医及園歯科医に行わせること。  
○
- 9 園医及園歯科医ができないとき他の医師（又は歯科医師）依頼して行わせること。  
○
- 10 学徒身体検査職員身体検査の一部を幼稚園職員の他適当な者に補助させること。  
○
- 11 定期身体検査を受けなかつた者の報告。  
○
- 12 身体検査の結果に基く健康教育健康相談。  
○

|     |                                                         |    |
|-----|---------------------------------------------------------|----|
| 13  | 〔学徒身体検査票・学徒歯牙検査票を作成し〕                                   | リ  |
| 14  | 〔転入園した者の身体検査票・歯牙検査票を〔従前の園から受けなければならないこと〕                | リ  |
| 15  | 〔学徒身体検査票・歯牙検査票を五年以上保存しなければならないこと〕                       | リ  |
| 16  | 〔身体検査の結果を学校衛生統計調査規則によつて処理しなければならないこと〕                   | リ  |
| 17  | 〔職員身体検査後適切な措置を講じなければならないこと〕                             | リ  |
| 18  | 〔職員身体検査票を作成しなければならないこと〕                                 | リ  |
| 19  | 〔他の学校から転任して来た者の職員身体検査票を従前の学校から受けなければならないこと〕             | リ  |
| 20  | 〔職員身体検査票を五年以上保存しなければならないこと〕                             | リ  |
| 21  | 〔職員身体検査の結果を学校衛生統計調査規則によつて処理しなければならないこと〕                 | リ  |
| 22  | 〔臨時身体検査を行うことができる〕                                       | リ  |
| 23  | 〔臨時身体検査を行つたときの目的・検査人員・検査方法・検査成績等の報告をしなければならないこと〕        | リ  |
| 24  | 〔臨時必要ある場合衛生上必要な事項につき幼稚園医に調査を請求することができること〕               | リ  |
| 25  | 〔伝染病に対しても必要ある場合園医に診断させ適切な措置をなすこと〕                       | リ  |
| 26  | 〔伝染病に罹り治療した職員・幼児が登園した場合園医の意見をきく必要と認めるときその豫防措置を講ずること〕    | ク  |
| 27  | 〔園内園所在地及びその附近に伝染病が発生したこと場合必要と認めるとき閉鎖又は休業すること〕           | リ  |
| 28  | 〔右の場合の報告〕                                               | リ  |
| 29  | 〔幼児の通園区域内あるいは職員等の居住地で伝染病が発生し必要と認めるときそれができる園を停止することができる〕 | リ  |
| 30  | 〔伝染病流行地に滞在した幼児・職員に登園を停止することができる〕                        | リ  |
| 31  | 〔右二項の場合は監督厅に届け出なければならない〕                                | リ  |
| 32  | 〔園の設備に対し伝染病豫防のための措置を講ずること〕                              | リ  |
| 33  | 〔幼稚園施設の社会教育に関する利用が一時的である場合の社会教育に関する利用が一場合の同意(國公立のみ)〕    | リ  |
| 34  | 〔幼稚園がその教育以外の目的に使用する場合の同意(國公立のみ)〕                        | リ  |
| 1   | 〔所轄庁(都道府県知事)に求められた教書の提出(私立のみ)〕                          | 一五 |
| 2   | 〔保育料を徴収することが出来る〕                                        | リ  |
| 3   | 〔必要な表簿を備えること〕                                           | リ  |
| 九   | 〔〇〇しなければならないこと〕                                         | リ  |
| 一〇  | 〔〇〇しきることはならないこと〕                                        | リ  |
| 一一〇 | 〔〇〇しきることはならないこと〕                                        | リ  |
| 一二〇 | 〔〇〇しきることはならないこと〕                                        | リ  |
| 一三  | 〔〇〇しきることはならないこと〕                                        | リ  |
| 一四  | 〔〇〇しきることはならないこと〕                                        | リ  |
| 一五  | 〔〇〇しきることはならないこと〕                                        | リ  |
| 一六  | 〔〇〇しきることはならないこと〕                                        | リ  |
| 一七  | 〔〇〇しきることはならないこと〕                                        | リ  |
| 一八  | 〔〇〇しきることはならないこと〕                                        | リ  |
| 一九  | 〔〇〇しきることはならないこと〕                                        | リ  |
| 二〇  | 〔〇〇しきることはならないこと〕                                        | リ  |
| 二一  | 〔〇〇しきることはならないこと〕                                        | リ  |
| 二二  | 〔〇〇しきることはならないこと〕                                        | リ  |
| 二三  | 〔〇〇しきることはならないこと〕                                        | リ  |
| 二四  | 〔〇〇しきることはならないこと〕                                        | リ  |
| 二五  | 〔〇〇しきることはならないこと〕                                        | リ  |

- 4 「指導要録又はその抄本を十年以上保存すること」と  
〔指導要録を除く他の表簿を五年以上保存〕 リ
- 5 「指揮者を除く他の表簿を五年以上保存すること」と  
〔教育課程を保育要領の基準によつて定める〕 リ
- 6 「〔教育課程を保育要領の基準によつて定める〕」  
〔学校法施規七六〕
- 7 「〔教諭一人の保育する児童数は四十人以下にする〕」  
〔学校法施規七五〕
- 8 「懲戒を行うこと」と  
〔学校法施規一三〕
- 9 「〔幼児が身体の状況によつて履修できないもとを課さないこと〕」  
〔学校法施規二六〕
- 10 「〔学年を四月一日に始め翌年三月三十一日に終らせる〕」  
〔学校法施規四四〕
- 11 「〔身体検査の結果をすみやかに本人及その保護者に通知し障害者は適切に処置しないこと〕」  
〔学校法施規二一〕
- 12 「〔毎日園内外の清掃を行い清潔保持につとめること〕」  
〔学清潔法〕
- 13 「定期清掃を毎学期一回行うこと」と  
〔学校法施規一〇〕
- 14 「〔水びたしその他災害伝染病の発生した場合に臨時清掃を行うこと〕」  
〔学校法四五〕
- 15 「〔設備・授業其の他の事項について法令の規定又は監督官の定める規定に違反したときには監督官に変更を命ぜられる〕」  
〔公立は文省令立のみ〕
- 三、設置管理者が責任をもつ仕事
- 「しづめなければならないこと」と  
○「できること」と  
○「してはならないこと」と

- 1 「幼稚園の設置の認可を申請すること」と  
〔公私のみ〕 リ
- 2 「〔分園を設ける認可を申請すること〕」  
〔学校法施規七六〕
- 3 「〔幼稚園の廃止の認可を申請すること〕」  
〔公私のみ〕 リ
- 4 「〔幼稚園の目的・名称・位置の変更を認可を申請すること〕」  
〔当分の間認可を必要とする〕 〔公立は認可を申請する、私立は届出〕 リ
- 5 「〔園地の増減・園舎・運動場等の増改築の要とする〕」  
〔公立は認可を申請する、私立は届出〕 リ
- 6 「〔幼稚園の園則・経費及維持方法の変更を認可を申請すること〕」  
〔学校法施規二一〕
- 7 「〔届出すること〕」 リ
- 8 「〔園長を定め届出すること〕」  
〔私立のみ〕 リ
- 9 「〔幼稚園に園長及相当数の教員をおこすこと〕」  
〔学校法七八〕
- 10 「〔設置する幼稚園を管理すること〕」  
〔学校法五〕
- 11 「〔設置する幼稚園の経費を負担すること〕」 リ
- 12 「〔保育料其の他の費用を定めること〕」  
〔公立は文省令立のみ〕
- 13 「〔児童並に職員の健康増進を図るため身体検査を行ふこと〕」  
〔学校法一三〕

14 幼稚園が廃止又は閉鎖された場合の指導

部又は一部の返還を命ずること

(国公立のみ) 学施確保令

は監督官に引継ぐ)

園則において休業日をめること

(私立のみ)

学校法施規

四七、七

幼稚園医をおくこと

(私立のみ)

学医及幼医令

三、七附

幼稚園歯科医をおくことができる

学歯医及  
幼歯医令

三、七

幼稚園に調査を請求すること

学医職規

一の一

臨時必要ある場合、幼稚園医に調査を請求すること

学歯医及  
幼歯医令

三、七

幼稚園の施設を附置し、又は幼稚園の施設を社会教育の他の公共のために利用させること

学校法八五  
四

幼稚園の施設利用の許可をすること

学校法四

社会教育のための施設利用の許可をすること

学校法四

幼稚園の施設利用の許可をすること

学校法四

学施確保令

| 七の三 略                                                                                            |                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 旧国民学校令により国民学校初等科教員免許状を有する者で、五年以上下欄に掲げる相当当校の教員「文部省令で定める旧令による学校の教員を含む。」として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の證明を有するもの | 幼稚園及び小学校の教員の二級普通免許状 |

| 七の四 略                                                          |      |
|----------------------------------------------------------------|------|
| 同表の第二十四号の下欄中「幼稚園の教員の二級普通免許状」を「幼稚園の教員の二級普通免許状及び小学校の教員の仮免許状」に改める | 通免許状 |

附則第三項及び第四項を削り、附則第五項中「昭和三十一年三月三十一日まで」を「昭和三十六年三月三十一日まで」に改め、同項を附則第三項とする。

附 則  
この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

# 第五回全國保育大會開催要綱

一、趣旨 全國保育関係者の參集を求め乳幼児保育の全般につき審議し、その総意を結集すると共に、社会全般の深い理解を求め、保育事業の劃期的振興を図る。

## 二、名稱

第五回全国保育大会・管賛後援主催

東北保育連盟・宮城県保育連合会・宮城県・仙台市

厚生省・文部省・東北ブロック各県・同各県教育委員会・関係団体

第五回全国保育大会仙台市協賛会

七、會期 昭和二十六年八月四、五、六、七日四日

八、場所 仙台市公会堂

九、日程 八月四、五日 二日間 全国保育講習会

一〇、日程 八月六、七日 二日間 全国保育大会

一一、日程 八月六、七日 二日間 全国保育講習会

一二、日程 八月六、七日 二日間 全国保育講習会

一三、日程 八月六、七日 二日間 全国保育講習会

一四、日程 八月六、七日 二日間 全国保育講習会

一五、日程 八月六、七日 二日間 全国保育講習会

一六、日程 八月六、七日 二日間 全国保育講習会

一七、日程 八月六、七日 二日間 全国保育講習会

一八、日程 八月六、七日 二日間 全国保育講習会

一九、日程 八月六、七日 二日間 全国保育講習会

二〇、日程 八月六、七日 二日間 全国保育講習会

二一、日程 八月六、七日 二日間 全国保育講習会

二二、日程 八月六、七日 二日間 全国保育講習会

二三、日程 八月六、七日 二日間 全国保育講習会

二四、日程 八月六、七日 二日間 全国保育講習会

二五、日程 八月六、七日 二日間 全国保育講習会

二六、日程 八月六、七日 二日間 全国保育講習会

二七、日程 八月六、七日 二日間 全国保育講習会

二八、日程 八月六、七日 二日間 全国保育講習会

二九、日程 八月六、七日 二日間 全国保育講習会

三〇、日程 八月六、七日 二日間 全国保育講習会

三一、日程 八月六、七日 二日間 全国保育講習会

三二、日程 八月六、七日 二日間 全国保育講習会

| 日     | 時     | 日        | 時     |
|-------|-------|----------|-------|
| 六日    | 8.00  | 四日       | 8.00  |
| 火     | 9.00  | 日        | 9.00  |
| 受付式開会 | 10.00 | 土        | 10.00 |
| 分科会   | 11.00 | 式開会      | 10.00 |
| 議事    | 12.00 | 講        | 12.00 |
| 記念講演  | 1.00  | 保育の実際    | 1.00  |
| 晝食    | 3.30  | 休憩       | 4.00  |
| 総会    | 4.00  | 休憩       |       |
| 閉会式   |       | リズム、遊戯指導 |       |
| 松嶋招待  | 6.00  | 幼児の心理    |       |
| 七日    |       |          |       |
| 月     |       |          |       |
| 受付    |       |          |       |
| 開会    |       |          |       |
| 会議    |       |          |       |
| 記念講演  |       |          |       |
| 晝食    |       |          |       |
| 総会    |       |          |       |
| 閉会式   |       |          |       |
| 松嶋招待  |       |          |       |
| 七日    |       |          |       |

## 一一、大會日程

記念講演 講師(交渉中)

講師(交渉中)

賀川 豊彦氏

保育の実際 愛泉寮長 キツクリッヒ氏  
幼児の心理 霜田 静志氏  
幼児画の実際指導 鶴田 定氏  
音楽創作指導 戸倉 光吉氏  
リズム・遊戯指導 ハル氏

一一、全國常任理事會・理事会 八月五日 午後二時 仙台市プラザ一軒

(常任理事會)

一二、分科會 第一分科會(幼兒文化全般について) 第二分科會(制度・組織・經營)

第一部会 幼稚園 第二部会 保育所

一四、宿泊地及び宿泊料 仙台市 一泊(三食付) A級七〇〇円・B級五〇〇円

一五、觀光、視察

第一班 金華山 鳴子温泉

第二班 平泉

花巻温泉

第三班 十和田湖めぐり 蔓溫泉

第四班 会津磐梯山 東山温泉

温泉

一六、レクリエーション 『郷土芸術の夕』八月六日夜 於仙台市公会堂

一七、郷土名勝案内 1、八月六日 仙台市七夕祭 2、八月七日 松島

一八、全國保育大會兒童憲章制定記念展覽會(第五回全國保育大會幼兒作品展覽會)

自八月二日至八仙八日 仙台三越百貨店

一九、會費

大会參加費 一人金弐百円 講習会費 一人金弐百円

会費は各都府県保育連盟において取りまとめの上、六月末迄送金のこと。

二〇、參加申込

大会並びに講習会参加者は所定の用紙に御記入の上、会費と共に各都府県一括六月末日迄に申込むこと。なお準備の都合上期限厳守のこと。

大會事務局

仙台市勾当台通

二七八 宮城県庁民主部兒童課内

第五回全國保育大會準備事務局

## 幼児の健康保育（十一）

お茶の水女子大學助教授 愛育研究所員 平井信義

## 一〇 身體検査と測定（つさき）

## (二) 栄養がよい、悪いの判定の仕方

私共医者も皆さん方も、「あの子は栄養がいい」「あの子は栄養が悪い」ということを申しますが、では何ういう根拠があつてよい悪いと決めますかと、開き直ると、答えて戸惑いでしまいます。

普通には、視診で判断が下されますが、この視診には相当豊かな経験が必要となつて来ます。経験のある医者の判断は、いろいろな計測から割出された栄養判定法よりも正しい、といつているのは、ドイツの有名な小兒科の医者チャエル＝ルーアンガードという人達であります。然し、この方法が主観に頼つて来ます。経験のある医者の判断によつて判断がちがうのは否定出来ないことでしよう。

そこで、客観的にどうして栄養状態を言い表したらよいか、ということになりますが、それには大別して二つの方法があります。一つは身体計測であり、他は理化学的な方法であります。

身体計測による方法として手取早いのは、体重のみによる判定法であります。殊に年齢別、身長別体重表を用いれば非常に役立つものでありますし、之で大体の見当がつくもので

あります。しかし厳しく栄養状態を考えている学者からは、栄養といふ様な複雑な過程を、体重のみで判断することは不可能ない、筋肉とか皮下脂肪から判断する方がよい、といつてゐる人もあります。

皮下脂肪、殊におへその脇の皮下脂肪の重みが、栄養状態を最もよく現わしていることを唱えてゐる人もあります。之は皮厚計といつて皮ふをつかむ様な器械を用いて測ります。或いは脂肪組織に目安をおいたものとして、上腕を巻尺で測る方法もあります。この様に何故皮下脂肪と栄養との関係に目がつけられているかと、いふますと、脂肪組織が栄養素の出し入れに最も敏感に深刻に応ずる性質があるため、といわれています。しかし、これら二つとも測定の方法が適切にいかず、したがつて誤差が非常に大きい点で、信頼性がうすくなる嫌いがあります。

この他いろいろの指標が編み出されてゐます。ローレルといふ人は  $\frac{\text{体重}(\text{g})}{\text{身長}(\text{cm})^3} \times 100$  を、カウプは  $\frac{\text{体重}(\text{g})}{\text{身長}(\text{cm})^2} \times 100$  を、ビルケは  $\frac{\text{体重}}{\text{坐高}} = 1$  など、この他に沢山の学者が考案出してしまいます。

機能的な判定法としては、今日、潜在性のビタミン欠乏を発見する方法が主なものであつて、未だ総合的な判定となつていないし、幼稚園・保育所の先生方には直接結びつきがありませんから、省略しましよう。

栄養がよい、悪いの問題も、こうして考えてみるとなかなか面倒な壁があること、お思いでしようが、学問の世界はいつもなかなか面倒なものであり、之を打破つて前進するところに、私共研究をしている者の生き甲斐があることを、汲みとつていただきたいのです。一日も早く、栄養状態をいゝ表現で適確な方法を考え出したいと願っていますが、幼稚園・保育所の先生方は、私が第一番に述べた「年齢別・身長別体重」によつて栄養状態を汲みとられることがよいでしょう。

### (三) 脊柱と胸廓の見方

脊柱は生理的に曲つています。子供を横から眺めてどちらにでも、胸部では後方に、腹部では前方に、少し突出しています。S字型をしてゐるといつてもよいでしょう。ところが、弯曲が普通の限界を超えて弯曲している子供があります、いわゆる猫背は、胸部の弯曲が著しいものであります。

子供を後から見た脊柱の線は真直でなければならないのに、それが曲つてゐる場合を側弯といつています。右か左のいずれかに曲つていて、裸にさえすればはつきりするのであります。

この脊柱弯曲は、一定の病氣即ち脊柱カリニス・佝偻病・脚の不具などから起るものもあるが、机とか腰掛の高さが不均衡であつたり、姿勢が悪い爲に曲ることも多く、殊に小児期は背部の筋肉が充分發育していないから、一層弯曲しやすいのです。幼稚園・保育所でお絵描き・製作などのときには、姿

勢よく運ぶ様に充分注意していただきたいと思います。

胸廓の異常は可成多く見られます。形の異常なもの、発育のよくないものなど、——その中で扁平胸といるのは、胸の厚みがなく平たい感じで、その上肋骨が強く傾斜しています。一見いかにも弱々しそうに見え、昔ならば肺病になる体格といわれる様な体付きです、——今は肺病になる体格を信ずる人はありませんが——胸・背・肋間の筋肉の発育が不良なものが多いためです、次に漏斗胸ですが、之は胸骨が内方に凹み、従つてみぞおちも凹んで、丁度ジョーロの様になつてゐるもの、鳩胸とは胸骨が反対に前方に飛び出しているものであります。又、左と右とが形の違う左右不同胸もあります。之ら胸廓の異常はなかなか治療することはむづかしく、恐らく一生を同じ状態で送ることゝ思います。それは原因がまだはつきりしていないからで、遺伝的な傾向があると唱えている人もあります。

この様な異常をもつてゐる子供を見ますと、すぐに「弱い体質」と考える方があります。そして大事に保護をしてやらなければならぬ子供、——と考え勝ちであります。成程古くから胸廓や脊柱に異常のある子供を「虚弱兒」として扱いましたが、果して之が弱い子供か否か、即断することは危険です。弱い子供については後述いたしますが、胸廓の異常を持つた子供でも、他の子供よりもはるかに活動家であり、病気を少しもしないといふ例に、しばしばおつきります。です

からこういう子供をみてもすぐには同情せずに、その子供の活動振りをよく見守つていてやりたいものであります。保護を与えすぎると、それがもとで却つて弱い子供になつていく場合があるからです。但し平生から他の子供よりも栄養に注意し日光に当る機会を多くし、偏食などあれば遮しておくことが大切です。毎日きまつて適当な体操をすることが大切であります。

繰返し申しますが、脊柱は人間のからだを支える中心でありますし、子供は背中の筋肉が弱いため悪い姿勢をしてゐるときには背中が曲り易いから、どうぞよい姿勢でお絵描きや製作をする様、もし悪い姿勢をしていたら、お互に注意をし合ひ様に努めていただきたいものであります。

先生方の中にも時々背中を丸くしていくじなく歩いている方がありますから、いつも胸を張つてスマートに歩く様に心掛けましょう。それは先生方の体の爲でもあり、又子供たちの模範ともなるのですから……。

#### (四) 眼の検査

眼の検査は、視力・屈折異常・色盲・眼の病気などについて行うのであります。

先づ視力の検査であります。そろそろ幼稚園・保育所などでも眼が悪いのではないかと思われる子供に気がつきます。絵をかくときに顔を画面にすりつける様にしたり、遠く

を見るときに眼を細めたりする子供は近視ではないかと考え  
る必要があります。

視力が良いか悪いかは教育上の大きな問題で、耳と同様に  
この感覚器に欠陥があると、当然世の中の見方が狭くなり、  
発達のさかんな子供にとっては有害であります。

視力の検査には「視力表」を用いるのであります。一般的  
のものは字の読めない子供には用いることが出来ませんの  
で、幼児用として大小のとんぼとか蝶の絵が書いてある視力  
表がありますから、それを用いになるといでしよう。

目の近い子供の中、約四分の一は先天性であり、四分の一  
は後天的であるといわれるのではありますが、後天的なもの  
原因としてはトラホーム・角膜炎・身体虚弱・梅毒などがあ  
りますから、一応専門医の診察をうける様にすゝめる可きで  
あります。殊に急性結膜炎をやつたあとは角膜に潰瘍が  
出来易く、その結果近眼となる場合がありますから、そうし  
た子供たちについては注意をしておる必要があります。

乱視などはなかなか発見が困難でありますからお話を省き  
ましよう。

色盲は、色の感覚に異常のある場合で、総ての色彩を区別  
することが出来ない全色盲、決つた色、多いのは赤・緑の色  
覚がない赤緑色盲があります。赤いクレヨンをとつてごらん  
なさい、或いは赤い色を指してごらんなさい、といつてそれ  
が伸び出来ない様な子供は、知能が普通であれば、色盲では  
ないかと疑う必要があります。色盲を鑑別する表が出来てい  
ます。

ますから、字や数字の読める子供にはそれを用いることが出  
来ます。幼児用に作られた絵で判別するものも出来ていて  
います。

色盲は先天的であり、女性を通じて男の子に現れる病気で  
ありますから、女の子には殆ど見られません。この病気は将  
來の職業の選択にも関係しますから、早くから注意が向けら  
れて欲しいと思います。但し将来に色盲を矯正する眼鏡が出  
来るかもしれません……こうした遺伝のお話は精神衛生  
の項で詳しくしたいと思います。

眼の異常として斜視（やぶにらみ）があります。之も先天  
性の病気で、眼球を動かすたびの役目をしてる筋肉が、右  
左の長さがちがうために短い方に向いてしまつて、――  
という性質のものであります。手術をすれば相当程度愈るも  
のであります。友人などからからかわることがあつて、劣  
等感を持つては可哀想ですから、先生方にその点注意をして  
いて頂きたいと思います。

## (五) 耳 の 検 査

聽力も子供の五官の一つとして非常に大切であります。聽  
力が弱いと精神機能の発達が充分にいかないことは、視力と  
同じことで、幼稚園・保育所などではしばしばんやりとし  
た子供として扱われます。呼んでも返事をしない。不活潑な  
子供もあります。そのまゝにしておいたのでは、ずい分損  
をすることでしょう。悪い言葉などが耳に入らないでよいな

どと屁理屈をいう人はないでしょうが、兎に角知能はその子の発達の限度よりずっと低くなつてしまします。

この正しい検査には、普通、六米離れたところに子供を立て、「トーキョー」「トーキヨー」という様な言葉をさゝやいて、何をいつたか子供に反唱させるのであります。勿論片方づゝ検査するのですから、検査の耳を検査者の方に向けて他方の耳を塞いでおくこととします。

聽力の弱い子供の原因は、中耳炎・欧氏管炎・扁桃腺肥大・アデノイドなどがありますが、よく耳垢のつまりてることがありますから、いづれにせよ早く医者の診察をうけることが大切です。

囁語検査を幼児に行なうことは仲々困難です。はつきりと答えてくれないので、どの子供も耳が遠いことになつてしまします。又、懐中時計を耳から一定の距離において、きこえるかどうかを答えさせる方法もありますが、「きこえる?」ときいても「うん」、「きこえない?」ときいても「うん」をする子供が多いから検査はなかなか困難です。むしろ先生方に平生注意をしていて頂いて、呼んでも答えない、ぼんやりしている、知能がおくれている様だ——という子供について耳が遠いことも考えていたゞきたいと思ひます。

以上身体計測と共に身体検査のときに行われる診療の見所を書いてみたわけであります、もとより之ら大部分は医者の役目に属するものであり、幼稚園・保育所の先生方にお願いすることではないかも知れません。然し先生方が検査や診察の介助をなさるときに、親心をもつていただきたいといふことが一つ、もう一つは幼児期の機能検査法に完全なものがないので、先生方の日頃の観察の助けをかりて、早く子供の異常に気付き、そして早く対策を取りたかつたからであります。感覚器官の欠点は子供の全体の精神発達を妨げます。殊に吸収のさかんな年代でありますから、その障礙も実に大きいのであります、注意を怠らない様にお願いしたいと思ひます。

## (六) 齒 の 検 査

歯の検査で一番大切なものは虫歯です。幼児はまだ生え立っていない、——即ち乳歯であります。戦争中は非常に虫歯

## 日本幼稚園協会主催 保育講習会

### わらべうたと遊び

お茶の水女子大学助教授 戸倉ハル氏

去年のこの講習会が済んでからこの一年間、私は吾が国の津々浦々までゆきわたつてゐるそして土地によつてそれぞれ異色を持つてゐる日本古来のわらべうたについて、これをどういふうに教育的に幼稚園にとり入れようか又これに器楽を和して幼児に用いてみたらどうであろうかということを考えて來ました。そして現場の附属幼稚園の先生方といつしょに研究して子供と遊んでみました。——戸倉講師の言葉——

期　　白　七月二十一日から同二十五日まで五日間

——毎日午後一時から四時まで——

会　　場　お茶の水女子大学体育館(都電大塚窪町下車)

会　　費　申込　参百円(当日も持ち下さい)

はがきで七月十五日までに姓名、住所、勤務先の名称と所在地及び受講講習名を明記して東京都文京区大塚町、お茶の水女子大学附属幼稚園内日本幼稚園協会講習会係宛お申込み下さい

(注意)  
○本講習は幼稚園教諭の実力養成を目的としたもので単位の修得にはなりません。

○運動に適する服装のこと。

昭和二十六年七月

日本幼稚園協会

東京都文京区大塚町  
お茶の水女子大学附属幼稚園内

お茶の水女子大學主催 幼稚園教員免許法認定講習会

目的

幼稚園教育に関する一般教育並に教職教育を授け上級免許状を取得するための単位の修得を目的とします。

場所  
受講資格  
期間

お茶の水女子大学附属幼稚園遊戯室

六月二十五日から八月十五日まで（五単位全部を修得するに要する期間）

幼稚園教員免許状の所有者

受講員

式百名

科目及び講師

一般教育 家政學 一単位

お茶の水女子大学 講師 松平友子 氏

自六月二十六・二十八・三十・七月一・四日——午後二時——五時

史

自七月二十七日・至七月三十一日——午前九時——十二時

學 一単位 お茶の水女子大学助教授 赤木信義氏

物 一単位 お茶の水女子大学教授 久米又三氏

自七月十・十二・十四・十七・十九日——午後二時——五時

生

學 一単位 お茶の水女子大学講師 津守眞氏

自八月十日・至八月十三日——毎日午前八時——十二時

教職科目

教育心理学

一単位 お茶の水女子大学教授 牛島義友氏

自七月二十一日・至七月二十五日——毎日午前九時——十二時

認定講習会は、単位の修得のみが第一の目標であつてはならない。幼稚園の職にあるものの一日もゆるがせに出来ない教養を身につけること及び新しい教職、教科に関する知識や研究を獲得することが第一の目標でなければなりません。そしてこの勉強が自ら単位の修得になる、どうすることを常にねらっております。この度計画した五単位の科目内容は何れも幼稚園教諭にとつて身近かな実のあるものばかりで皆様からいい講習と喜んでいただけたと思つております。

家政学の部では新しい考の下において的一般家政学についてを松平講師より、平井助教授よりは育児の一般について、並に幼児指導要録の中の「身体状況」「健康の習慣」等専門家側としての意図や、実際記録に当つての具体的な判定の標準等についてのお話がある等です。

史学の部では、私共が教養として常識として知つておかなければならぬ史学の概論について、講義を伺うことになります。

生物学については、一般の人々の知つておいてよい、知つておかなければならぬ興味ある問題が沢山ありますが、今回はその中の一つ「生物の発生と成長」について斯界の権威久米教授より学ぶことに致しました。

教育心理については新進気鋭の津守講師より、最近の心理学についての動向等を伺うことになつております。

教育原理については、幼稚園の教育に當つて必要な知能検査、性格検査、情緒性検査など、及び幼児指導要録の効果判定の原理及び具体的な標準等についてこの方面的権威牛島教授より伺うことになりました。

申込 六月二十三日までに、姓名、住所、勤務先の名称、受講科目を明記して、東京都文京区大塚町、お茶の水女子大学附属幼稚園内、認定講習会係宛お申込み下さい。

注意

- 一科目毎に、実費として貰百円申し受けます。当日受付でお払込み下さい。
- 定員をこえた場合はお断りする事があります。
- 本講習の事務一切はお茶の水女子大学附属幼稚園内講習会係が致します。ご不審の点は郵券をそえてお問合せ下さい。

昭和二十六年七月

お茶の水女子大學

東京都文京区大塚町

## 官廳公示連絡事項

### 教育職員免許法同施行法の改正

昭和二十六年三月三十日付で、免許法と施行法とが改正されたが、その中幼稚園関係のものは左の諸点である。

1 臨時免許状の有効期間が、二年なし三年間となつた。(免許法附則第七項)

従来臨時免許状は、免許法第九条第三項の規定によつて、その有効期間が一年間であつたが、このたびの改正で、当分の間都道府県の教育委員会及び都道府県知事が協議して、都道府県の教育委員会規則又は都道府県規則で、二年とすることができることになつた。

なお特別の事情がある都道府県のうち、政令で定めた府県では、三年とすることができるようになつた。

2 旧幼稚園教員免許状をもつている者は、さらに小学校教員の仮免許状もとれるようになつた。(免許法施行法第一条第一項の表第九号)

旧幼稚園教員免許状をもつている者は、従来は、幼稚園教員の二級普通免許状きりもらえないなかつたが、このたびの改正で、さらに小学校教員の仮免許状ももらえるようになつた。

- 3 旧国民学校令による国民学校初等科教員免許状をもつている者で、五年以上幼稚園の教員をしたものは、幼稚園教員の二級普通免許状がとれるようになった。(免許法施行法第二条第一項の表第七号の七の四)
- 4 昭和二十二年度から昭和二十四年度までの幼稚園教員養成所の修了者は、小学校の仮免許状がとれるようになつた。(免許法施行法第二条第一項の表第二十四号)
- 5 昭和二十二年度から昭和二十四年度までの修了者は、旧幼稚園教員免許状が授与されなかつたため、免許法施行法第一条第一項の表第九号によれなかつたので、同第二条第一項の表第二十四号で取扱つてきたが、その資格においては変わらないので、ささの2と同様に、この修了者にも小学校教員の仮免許状が与えられるようになつた。ただしこの養成所の修了者は、教育職員検定によつてもらうことかがつてゐる。
- 従来は、園長仮免許状をもらう場合、教員の一級普通免許状を基礎にしていたのを、このたびの改正で、教員の一級普通免許状を持つとみなされた者またはとれる者は、その条件をみたとき、教員の一級普通免許状を持つときとの年数が明瞭になつた。(免許法施行法第二条第一項の表第二十五号)

従来は、園長仮免許状をもらう場合、教員の一級普通免許状を基礎にしていたのを、このたびの改正で、教員の一級普通免許状を持つとみなされた者またはとれる者は、その条件をみたときから三年以上。

教員の一級普通免許状を持つとみなされた者またはとれる者はその条件をみたしたときから十年以上教育職員または官公庁

もしくは私立学校において教育事務に関する職員として、良好な成績で勤務した所轄の証明があれば、教育職員検定によつてとれるようになった。

6 無資格教員の在職期間が一年延長された。(免許法施行法第

八条)

従来は、教諭助教諭の免許状を持つていない者は、昭和二十六年三月三十一日まできり教諭にあることが許されなかつたが、このたびの改正で一年のびて、昭和二十七年三月三十一日まで教諭にいることができるようになった。

7 免許法第七条の規定によつて、上級の免許状を得る場合の期間が、さらに五年間延長された。(免許法施行法附則第三項)

従来の第三項第四項は削除されて第五項が第三項となつた。)

従来は、経験年数を尊重して上級免許状を与える場合の特例

の実施期間を、昭和三十一年三月三十一日までとしていたが、

このたびの改正で、この期間はさらに五年のび、昭和三十六年

三月三十一日までその効力があるようになつた。

教育職員免許法の一一部を改正する法律(抄)

昭和二十六年法律第百十三号  
昭和二十六年三月三十一日公布

教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

下附則第二項及び第三項を削り、附則第四項を附則第二項とし、以下附則第七項まで二項ずつ繰り上げる。  
附則第八項を附則第六項とし、同項の表に次の備考を加える。

備考 この表の第一号の口、第三号の口及び第五号の口に掲げる基礎資格を有する者には、これに相当する者として文部省令で定めるものを含むものとする。

同項の次に次の項を加える。

臨時免許状については、当分の間、相当期間にわたり普通免許状又は仮免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第九条第三項の規定にかかわらず、都道府県の教育委員会及び都道府県知事が協議して、都道府県の教育委員会規則又は都道府県規則で、その有効期間を二年「(特別の事情のある都道府県で政令で定めるものにあつては三年)」とすることができる。

附 則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

教育職員免許法施行法の一一部を改正する法律(抄)

昭和二十六年三月三十一日公布  
昭和二十六年法律第百十四号

教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表の第九号の下欄中「幼稚園の教員の二級普通免許状」を「幼稚園の教員の二級普通免許状及び小学校の教員の仮免許状」に改める。

第二条第一項の表の第七号の七の二の次に次の二号を加える。

(三九頁下段へ)

14 幼稚園が廃止又は閉鎖された場合の指導

部又は一部の返還を命ずること

(国公立のみ) 学施確保令

は監督官に引継ぐ)

園則において休業日をめること

(私立のみ)

学校法施規 四七、七

幼稚園医をおくこと

(私立のみ)

学医及幼医令 三、七附

幼稚園歯科医をおくことができる

(学歯医及

幼医令 三、七

幼稚園に調査を請求すること

(学医職規

一の一

臨時必要ある場合、幼稚園医に調査を請求すること

(学歯医及

幼医令 三、七

教育上支障のない限り社会教育に関する

(学

教法八五

施設を附置し、又は幼稚園の施設を社会教育の他の公共のために利用させること

(学

教法四

教育のための施設利用の許可をする

(社

教法四

社会教育のための施設利用の許可をする

(社

教法四

（あらかじめ園長の意見をきくこと）

(社

教法四

（國又は地方公共団体が社会教育のために

(社

教法四

園の施設を利用するときの協議に応ずる

(社

教法四

（各相当の免許状を有しない者を雇用した

(社

教法四六

幼稚園施設の利用が一時的のときの利用

(社

教法四六

に必要な事項の決定

(社

教法四六

（法令や命令に違反し又は六ヶ月以上授業を行わないと開鎖を命ぜられる

(学

校 法八九

（閉鎖命令に違反したとき六ヶ月以下の懲役若しくは一万円以下の罰金に処せられ

(学

校 法八九

場合の同意

(学

施確保令

27 教育上支障があると認めるとき施設の全

部又は一部の返還を命ずること

(国公立のみ) 学施確保令

は園則において休業日をめること

(私立のみ)

学校法施規 四七、七

幼稚園医をおくこと

(私立のみ)

学医及幼医令 三、七附

幼稚園歯科医をおくことができる

(学歯医及

幼医令 三、七

幼稚園に調査を請求すること

(学医職規

一の一

臨時必要ある場合、幼稚園医に調査を請求すること

(学歯医及

幼医令 三、七

教育上支障のない限り社会教育に関する

(学

教法八五

施設を附置し、又は幼稚園の施設を社会教育の他の公共のために利用させること

(学

教法四

教育のための施設利用の許可をする

(社

教法四

社会教育のための施設利用の許可をする

(社

教法四

（あらかじめ園長の意見をきくこと）

(社

教法四

（國又は地方公共団体が社会教育のために

(社

教法四

園の施設を利用するときの協議に応ずる

(社

教法四

（各相当の免許状を有しない者を雇用した

(社

教法四六

幼稚園施設の利用が一時的のときの利用

(社

教法四六

に必要な事項の決定

(社

教法四六

（法令や命令に違反し又は六ヶ月以上授業を行わないと開鎖を命ぜられる

(学

校 法八九

（閉鎖命令に違反したとき六ヶ月以下の懲役若しくは一万円以下の罰金に処せられ

(学

校 法八九

場合の同意

(学

施確保令

（五一頁より）

七の三

略

略

28 必要な場合、施設及び幼稚園施設にある他占有者その他の関係者に対する報告を命ずること

(国公立のみ)

（建物工作物その他の物件に対する報告を命ずること）

| 略                                                                                                | 略                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 旧国民学校令により国民学校初等科教員免許状を有する者で、五年以上下欄に掲げる相当当該の教員「文部省令で定める旧令による学校の教員を含む。」として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の證明を有するもの | 幼稚園及び小学校の教員の二級普通免許状 |

同表の第二十四号の下欄中「幼稚園の教員の二級普通免許状」を「幼稚園の教員の二級普通免許状及び小学校の教員の仮免許状」に改める

附則第三項及び第四項を削り、附則第五項中「昭和三十一年三月三十日まで」を「昭和三十六年三月三十一日まで」に改め、同項を附則第三項とする。

附 則  
この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

## 会から

○一九五一年フレーベル百年の年を記念

育界への小さき奉仕として、この新らしい試みを実行します。保育実際の間に起る種々の問題を、もち寄られて、倉橋を中心として、して、本誌前号をフレーベル百年の年を記念

レーベル特集号として編集、保育界各方面に迎えられた本会は、フレーベル百年記念講演会を六月二十三日お茶の水女子大学講堂に開催、たゞに保育界のみならず、教育界一般と共に、此の大教育家を記念します。この会を盛にすることは、単に主催者の切望であるのみでなく、この大教育者に対する我教育界のつとめだとも祈願します。

○児童憲章の制定は、保育界にとつても、大いなる喜びであります。これに対する本誌としての誠意と苦心とを盡された高島幾氏に特に乞うて、その制定の経過と内容の主要な解説との執筆を頼わしました。一つの権威的記録として、精読をおすめします。

○千葉県千倉町の幼稚園、小学校一貫教育の実績を、小原校長の詳細な報告を以て紹介し得たことは本号の喜びです。就学前全幼兒保育の理想が、いつかは必ず実現せらるべきを祈りつゝ、此号を飾ります。

幼児の教育 第三卷 第七号

改訂価格 金五拾円

昭和二十六年七月十五日印刷  
昭和二十六年七月二十日発行

東京都中野区千光前町一〇  
編集兼 倉橋惣三  
発行者 倉橋惣三  
さに味読すべきものであります。幼児期の経験。題からして何んと文学的でしよう。

○玉越氏の園長第一歩は、みんなで熟読、みんな立派な、園長になりましょう。  
○玉越氏の園長第一歩は、みんなで熟読、みんな立派な、園長になりましょう。

## 『幼児の教育』編集

編集主任 倉橋惣三  
協力委員 牛島義友 及川文ふみ 友井雄治  
齋藤鐵雄 多野完

東京都文京区大塚町三十五  
お茶の水女子大学附属幼稚園内  
發行所 日本幼稚園協会

東京都千代田区神田神保町二ノ四  
發賣所 株式会社 フレーベル館  
電話九段(33)三七一三七一三〇〇番  
振替 東京一九六四〇番

○本誌御購読について注文申込その他は凡て発売所フレーベル館宛に願い  
ます

○此の欄を借りて、保育職研究会への御参加を待ちます。フレーベル館の熱心なる主催であると共に、倉橋の率ての企画であり、保

編集委員

日本幼稚園協会

西山浪太郎

下俊郎

(五十音順)

## 保育 うたとあそび

お茶の水女子大 戸倉ハル・東京高師 小林つや江 共著  
定価 四六倍判 一八四頁  
書留送科 六三二〇円

著者多年の経験と蓄蓄を傾倒し、幼稚園及小学校低年年用  
類の配教材の粹八十九曲をあつめ、これを春・夏・秋・冬に分  
けを詳説したもので絶好のいえます。の保育資料として各地の講習会等に  
於て讀辞を頂いています。表紙七色刷・扉等三色刷・美麗製本

東京教育大学教官 中島 海著  
遊戲とリレーレース

B6判 一二〇四頁  
定価 三三三七頁  
送料 三五〇円

●多年の蓄蓄を傾倒してものした、遊戲に関する理論及び実  
際指導の權威書。運動会参考資料として好適。

東京教育大学教官 中島 海著

## 鬼遊びとかげっこ

●遊戲研究及実地指導に不可欠の好著。

保育  
資料

お茶の水女子大 戸倉  
東京教大附小 小林  
月二日 発賣 諸定  
わらべうた

つや江 共著  
B6判 三四三七頁  
定価 三五〇円

古來のわらべうたの幹を集めて分類し新しく著者の独  
創的なふりつけを詳説したもの。

定価未定  
約三三〇円

東京都文京区  
大塚仲町二  
株式会社 不昧堂書店  
電話大塚二七〇三  
振替東京六八七三九番

近刊予告

米國政府兒童局著・厚生省兒童局譯  
本!

評判仕 判仕 育大的 児衆教廉育価 読本

發行所 日本報道株式會社

東京都港區田村町一ノ二  
日産館八階

A5上製本 カバーニス引 特價 一二〇円  
表紙アート三色 送料二四円  
本文一五六頁

本書はアメリカで最も權威ある  
評判の育児教育読本です。自主的  
で独立心に富む健康で明郎な子供  
達はどうしたら育てられるか?

本書にはその具体的な解答が平  
易明快に示されています。本書こ  
そば、これから日本を背負つて  
立つべき子供達を育てる世のお母  
さま方、保育関係の方々にとって  
必讀必携の書でありましよう。

8月号予告

競  
賽

# キンダーブック

繪  
本

第6編

KINDER-BOOK

[おうちのまわり]

第5集



!!自己創造にたえまい

幼児のために是非与えたたい!!

お子様方の楽しい  
夏休みを、どのように  
有意義に過ごせれば  
いいか。その答え  
を、より適確に、よ  
り具体的に示してく  
れるのが此の、キン  
ダーブック八月号  
「おうちのまわり」  
です。お子様達が興  
味をもつ昆虫・植物  
を、それぞれ身近か  
なお家の周囲にみつ  
けて、要領よくまと  
めました。いつも乍  
ら安心して与えられ  
る保育界唯一の良心  
的繪本です。

A4判・12頁・月一回発行  
定価 40円・送料 6円

發行所

東京都千代田区神田  
神保町二丁目四番地

株式  
会社

フレーベル館

録替口座東京  
一九六四〇番